

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 月 2 3 日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

令和 5 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

国の令和 5 年度一般会計歳入歳出概算につきましては、令和 4 年 1 2 月 2 3 日、閣議決定されたところであります。

この国の一般会計歳入歳出概算に関連して、現在令和 5 年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 冨澤

電話 03-5253-5612

(別 紙)

## 第1 国の予算等

政府は、令和4年12月2日に「令和5年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、同月22日に「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月23日、令和5年度一般会計歳入歳出概算（別添資料第3）を閣議決定した。

1 令和5年度一般会計歳入歳出概算は、「令和5年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

### (1) 基本的考え方

① 我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している。

② こうした状況から国民生活と事業活動を守り抜くとともに、景気の下振れリスクに先手を打ち、我が国経済を民需主導の持続的な成長経路に乗せていくため、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とする財政支出39.0兆円・事業規模71.6兆円の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）を策定した。

これを速やかに実行に移し、経済対策の効果が最大限に発揮されるよう万全の経済財政運営を行う。

③ 足元の物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくため、以下の重点分野について、計画的で大胆な投資を官民連携の下で推進する。

まず、民主導での成長力の強化と「構造的な賃上げ」を目指し、リスクリング支援も含む「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動の円滑化、地域の中小企業も含めた賃上げ等を進める。

また、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）といった成長分野への大胆な投資を、年内に取りまとめられるスタ

ートアップ育成5か年計画やGX促進に向けた今後10年間のロードマップ等に基づき促進する。

- ④ コロナ禍において、婚姻件数・出生数が急激に減少するなど我が国の少子化は危機的な状況にある。こうした中、「こども家庭庁」を創設し、出産育児一時金の大幅増額を始めとする結婚・妊娠・出産・子育てに至るまで切れ目ないこども・若者・子育て世帯への支援など、少子化対策を含むこどもに関する必要な政策の充実を図り、強力に進めていく。

全ての人が生きがいを感じられ、多様性のある包摂社会を目指し、全世代型社会保障の構築、女性活躍、孤独・孤立対策、就職氷河期世代への支援等に取り組む。

- ⑤ ロシアによるウクライナ侵略も含め、国際情勢・安全保障環境が激変する中、来年のG7広島サミットや日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の開催、国連安保理非常任理事国を務めることも見据え、機動的で力強い新時代リアリズム外交を展開するとともに、防衛力を5年以内に抜本的に強化する。防衛力の抜本的強化については、必要となる防衛力の内容の検討、そのための予算規模の把握及び財源の確保を一体的かつ強力に進め、年末に改定される新たな「国家安全保障戦略」等に基づいて計画的に整備を進める。

- ⑥ 国際情勢の変化に対応したサプライチェーンの再構築・強靱化が急務となる中、円安のメリットもいかし、企業の国内回帰など国内での「攻めの投資」、輸出拡大の推進により、我が国の経済構造の強靱化を図るとともに、半導体を始めとする重要な物資の安定供給の確保や先端的な重要技術の育成等による経済安全保障の推進、食料安全保障及びエネルギー安全保障の強化を図る。

- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対策について、ウィズコロナの下、国民の命と健康を守りながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。次の感染症危機に備え、司令塔機能の強化に取り組む。

- ⑧ 防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進するとともに、これまでの成果や経験をいかし、更なる取組を推進するための次期国土強靱化基本計画の検討を進め、中長期的かつ継続的に取り組む。

東日本大震災からの復興・創生、交通・物流インフラの整備、農林水産業の振興、質の高い教育の実現、観光や文化・芸術・スポーツの振興、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会の実現等に取り組み、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組と併せて地方活

性化に向けた基盤づくりを推進する。

- ⑨ 経済財政運営に当たっては、経済の再生が最優先課題である。経済あつての財政であり、順番を間違えてはならない。必要な政策対応に取り組み、経済をしっかり立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組む。政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組む。

(2) 予算編成についての考え方

- ① 令和5年度予算編成に当たっては、令和4年度第2次補正予算と一体として、上記の基本的考え方及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定。以下「骨太方針2022」という。）に沿って、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXといった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保を始めとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行い、その政策効果を国民や地方の隅々まで速やかに届け、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことを目指す。
- ② その際、骨太方針2022で示された「本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。
- ③ 歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、骨太方針2022を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を策定し、EBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。

- 2 このような方針に基づいて編成された令和5年度一般会計歳入歳出概算の規模は、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」4兆円並びに「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」1兆円を含め、11兆4千812億円（前年度比6兆7,848億円、6.3%増）で、基礎的財政収支対象経費は8兆9千519.5億円（前年度比5兆8,029億円、6.9%増）となっている。

財政投融资計画の規模は1兆6千268.7億円（前年度比2兆6,168億円、13.9%減）となっている。

また、「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、令和5年度の国内総生産は571.9兆円程度、名目成長率は2.1%程度、実質成長率は1.5%程度となるものと見込まれている。

## 第2 地方財政対策

### 1 通常収支分

令和5年度においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、交付団体を始め地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずることとした。その概要は次のとおりである。

#### (1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度に比し1,500億円、0.2%増の62兆1,635億円と、令和4年度地方財政計画を上回る額を確保することとしている。

#### (2) 財源不足とその補填措置

令和5年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の増加が見込まれるとともに、国の取組と基調を合わせた歳出改革に努めたが、社会保障関係費の増加が見込まれることなどにより、1兆9,900億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来28年連続して「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う予定である。

① 「地方交付税法」第6条の3第2項に基づく制度改正として、令和5年度から令和7年度までの間は、令和4年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、臨時財政対策債により補填措置を講ずる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

② 令和5年度の地方財政対策においては、上記の財源不足額1兆9,900億円について、上記の考え方にに基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずることとした結果、国と地方が折半して補填すべき財源不足額は生じないこととなった。

ア 公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発 7,600億円

イ 地方交付税の増額

（ア）「地方交付税法」附則第4条の2第1項（配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額の補填）に基づく加算額（以下「既往法定分」という。）の交付税特別会計への繰入れ

154億円

（イ）交付税特別会計剰余金の活用 1,200億円

（ウ）地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

1,000億円

ウ 地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行 9,946億円

③ 令和5年度における臨時財政対策債の発行額は、地方の負担である過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る次のアからエまでに掲げる額の合算額の一部（9,946億円）とすることとしている。

ア 平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額等 4兆276億円

イ 交付税特別会計借入金の償還のため発行する額 1兆3,000億円

ウ 交付税特別会計借入金の利払費予算額に相当する額 572億円

エ 「地方交付税法」附則第4条の2第3項等に基づき令和5年度において交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切な負担調整を行う観点から発行する額 7,383億円

(3) 地方交付税の総額

令和5年度の地方交付税の総額は1兆8,611億円（前年度比3,073億円、1.7%増）となっており、その内訳は以下のとおりである。

① 一般会計 1兆1,823億円

ア 地方交付税の法定率分等 1兆1,669億円

（ア）所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分

	1 6 兆 9, 5 0 0 億円
(イ) 国税減額補正精算分 (平成 2 0、2 1、令和元年度)	
	△ 2, 4 6 1 億円
(ウ) 国税減額補正精算前倒し分 (令和 2 年度)	△ 4, 9 2 2 億円
(エ) 国税決算精算分 (平成 2 8 年度)	△ 4 4 9 億円
イ 一般会計における加算措置 (既往法定分)	1 5 4 億円
② 特別会計	2 兆 1, 7 8 8 億円
ア 地方法人税の法定率分	1 兆 8, 9 1 9 億円
イ 交付税特別会計借入金償還額	△ 1 兆 3, 0 0 0 億円
ウ 交付税特別会計借入金支払利子	△ 5 7 2 億円
エ 交付税特別会計剰余金の活用	1, 2 0 0 億円
オ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	1, 0 0 0 億円
カ 令和 4 年度からの繰越金	1 兆 4, 2 4 2 億円

#### (4) 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

令和 5 年度においては、以下のとおり、臨時財政対策債の抑制等を行うこととしている。

- ① 財源不足額については、大幅に縮小し 1 兆 9, 9 0 0 億円 (前年度比 5, 6 5 9 億円、2 2. 1 % 減) となり、折半対象財源不足は、前年度に引き続き生じていないこと。
- ② 臨時財政対策債の発行額については、大幅に抑制し 9, 9 4 6 億円 (前年度比 7, 8 5 9 億円、4 4. 1 % 減) としていること。その結果として、令和 5 年度末の臨時財政対策債残高見込みは、4 9. 1 兆円となり、令和 4 年度末の残高見込みに比し 2. 9 兆円の減となること。
- ③ 交付税特別会計借入金については、償還を 8, 0 0 0 億円前倒しし、1 兆 3, 0 0 0 億円を償還することとしていること。その結果として、令和 5 年度末の交付税特別会計借入金残高見込みは、2 8. 3 兆円となり、令和 4 年度末の残高見込みに比し 1. 3 兆円の減となること。
- ④ 国税減額補正精算については、精算を 4, 9 2 2 億円前倒しし、国税決算精算分と合わせ、7, 8 3 2 億円を精算することとしていること。

#### (5) 地域のデジタル化の推進

「デジタル田園都市国家構想基本方針」 (令和 4 年 6 月 7 日閣議決定) 及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」 (令和 4 年 1 2 月 2 3 日閣議決定) を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」 (前年度 2, 0 0 0 億円)

について、事業期間を令和7年度まで延長するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として、令和5年度及び令和6年度は500億円増額することとしている。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を「地方創生推進費（仮称）」に名称変更した上で、これと「地域デジタル社会推進費」（2,500億円）を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費（仮称）」（1兆2,500億円）を創設することとしている。

(6) 地域の脱炭素化の推進

地方公共団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費（仮称）」（1,000億円）を計上し、脱炭素化推進事業債（仮称）を創設するとともに、公営企業についても地方財政措置を拡充することとしている。

(7) 地方公共団体の施設の光熱費高騰への対応

学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費（単独）を700億円増額することとしている。

(8) 地方税制改正

令和5年度地方税制改正においては、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、航空機燃料譲与税の譲与割合の特例措置の見直し等の税制上の措置を講ずることとしている。

(9) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（令和5年度地方財政計画ベース）は9兆2400億円程度（前年度比1兆4,400億円程度、1.6%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中の企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は7兆64,800億円程度（前年度比6,000億円程度、0.8%程度増）となる見込みである（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源総額（地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税、臨時財政対策債等の合計額）は6兆535億円（前年度比1兆1,900億円、1.9%増）となる見込みであり、不交付団体水準超経費に相当する額を控除した交付団体ベースの一般財源総額は6兆1,635億円（前年度比1,500億円、0.2%増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は7.4%程度（前年度8.4%）となる見込み



であり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の令和5年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は183兆円程度（令和4年度末188兆円程度、前年度比5兆円程度減）となる見込みである。

## 2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、令和3年度からの第2期復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

### (1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（令和5年度地方財政計画ベース）は2,600億円程度、歳入のうち震災復興特別交付税は935億円となる見込みである。

### (2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（令和5年度地方財政計画ベース）は、587億円となる見込みである。

## 第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 令和5年度の国内総生産の成長率は、名目2.1%程度、実質1.5%程度と見込まれているが、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している。また、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」について、「デジタル田園都市国家構想基本方針」に沿って、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、構想が目指すべき中長期的な方向が示されるとともに、構想の実現に必要な施策の内容やロードマップ等が示されたところであり、令和4年度補正予算（第2号）において「デジタル田園都市国家構想交付金」が創設され800億円が計上されるとともに、令和5年度予算においても1,000億円が計上されている。
- 3 GXの実現を通して、2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年のカーボンニュートラルの国際公約の達成を目指すとともに、安定的で安価な

エネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現や産業構造・社会構造の変革等を実現するため、GX実行会議（令和4年12月22日）において「GX実現に向けた基本方針」が決定されたところである。その中で、地方公共団体は地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーの導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）を率先して実施することとされたところである。

地方公共団体による地域の脱炭素化に向けた取組の支援については、地域脱炭素の推進のための交付金（「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」及び「特定地域脱炭素移行加速化交付金」）が令和4年度補正予算（第2号）及び令和5年度予算で合わせて400億円計上されるなど、関係省庁において必要な予算が計上されている。

- 4 地方公共団体が原油価格や物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、令和4年4月に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」（8,000億円）が創設され、令和4年9月に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（6,000億円）が創設されたところである。

また、令和4年度補正予算（第2号）において、電気料金及び都市ガス料金の値引き原資の支援を行うための「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が3兆1,074億円、燃料油の小売価格急騰の抑制を図るための「燃料油価格激変緩和対策事業」が3兆272億円計上されている。

- 5 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）に基づく直轄事業及び補助事業について、当初予算に計上される場合には、その地方負担を防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債により措置することとし、補正予算に計上される場合には、その地方負担を補正予算債により措置することとしている。5か年加速化対策の3年目である令和5年度分については、令和4年度補正予算（第2号）（国費1兆5,341億円）を活用することとされており、その地方負担については、補正予算債等により措置することとしている。

また、地方公共団体が、5か年加速化対策と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、地方財政計画における「緊急自然災害防止対策事業費」について、令和5年度は4,000億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債（緊急自然災害防止対策事業債）を充当でき

ることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

6 新型コロナウイルス感染症への対応については、令和4年度補正予算（第2号）において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が7,500億円（うち国庫補助事業の地方負担分4,500億円、検査促進枠分3,000億円）、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施に係る事業が7,322億円、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」（医療分）が1兆5,189億円、それぞれ増額されたところであり、これらを活用して、各地方公共団体においては、感染拡大防止などの取組に万全を期していただきたい。

7 地方公共団体が、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、地方財政計画の歳出において、「地域デジタル社会推進費」（前年度2,000億円）について、事業期間を令和7年度まで延長するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として、令和5年度及び令和6年度は500億円増額することとしている。当該500億円のマイナンバーカード利活用特別分について、マイナンバーカードの交付率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映することとしている。

各地方公共団体においては、地域の実情に応じて、デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援、地域におけるデジタル人材の育成・確保、条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化などに取り組んでいただきたい。その際、総務省において、地域社会のデジタル化の推進に関する具体的な取組事例を取りまとめた「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】」（令和4年9月2日総務省公表）について、各地方公共団体における取組状況を踏まえつつ事例の追加等の充実を図ることとしているので、参考にしていただきたい。

また、地方公共団体が、少子化や人口減少などの課題に対応し、自主的・主体的に地方創生に取り組むための「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）について、「地方創生推進費（仮称）」に名称変更した上で、これと「地域デジタル社会推進費」（2,500億円）を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費（仮称）」（1兆2,500億円）を創設することとしている。

8 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）で

は、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現に向けた基本的な施策として、国民に対する行政サービスのデジタル化を掲げている。このため、以下の点に留意し、必要な取組を進めていただきたい。なお、国の取組と歩調を合わせた地方公共団体の取組を強力に推進するため、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.0版】」（令和4年9月2日総務省公表）について、国の取組の進捗等を踏まえて見直しを行っていくこととしているので、引き続き同計画を踏まえて、着実に取組を進めていただきたい。

(1) マイナンバーカードについては、健康保険証と一体化し、令和6年秋に健康保険証の廃止を目指すとの方針の下、カード取得を加速化する必要があること。また、マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限を令和4年12月末から令和5年2月末に延長したことも踏まえ、市区町村においては、出張申請受付、臨時交付窓口の開設、土日祝日の開庁などの積極的な実施により、申請促進及び交付円滑化に取り組んでいただきたいこと。その支援のため、「マイナンバーカード交付事務費補助金」について、令和4年度補正予算（第2号）において、郵便局を活用した申請サポート事業など市区町村が実施する申請促進に要する経費を増額し、都道府県が実施する申請促進に要する経費を補助対象に追加するなど65億円を計上するとともに、令和5年度予算において237億円を計上していること。なお、マイナポイントの申込期限は、令和5年2月末までにカードを申請された方が円滑にポイント申込みできるよう、感染状況やカードの申請・交付状況などを踏まえつつ、今後、適切な時期に改めて発表することとしていること。

また、令和4年度補正予算（第2号）において、コンビニがない市町村を中心とした郵便局への証明書自動交付サービス端末の導入やマイナンバーカードの広域利用促進事業のための経費として8億円を計上していること。さらに、郵便局やコンビニなどにおける証明書自動交付サービスの導入に要する経費に対する特別交付税措置を令和7年度まで講ずることとしていること。これらを念頭に、各市区町村におけるマイナンバーカードの普及促進及び利便性の向上に積極的に取り組んでいただきたいこと。

併せて、令和4年度補正予算（第2号）に地域独自のポイント給付を行う自治体マイナポイント事業の全国展開が盛り込まれ、マイナンバーカードの利便性の向上を図るとともに、地域経済の活性化・消費喚起を推進す

ることとしていること。このため、各都道府県・市区町村においては、地域独自の給付施策等の検討に当たって、自治体マイナポイント事業を積極的に活用いただきたいこと。

- (2) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）に基づき、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な20業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様が令和4年8月までに関係府省から示されるとともに、同年10月には「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月7日閣議決定）が策定されたことを踏まえ、各地方公共団体においては、令和7年度までに、原則として「ガバメントクラウド」上に構築された標準仕様に適合したシステムへ移行することを目指し、一層取組を進める必要があること。なお、地方公共団体情報システム機構に時限的に設けた基金を活用し、ガバメントクラウドへの移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対する補助（全額国費）を令和7年度まで行うこととしていること。

また、都道府県においては、標準化法第9条第3項において、都道府県が市区町村への必要な助言、情報提供等を実施することに関する努力義務が規定されていることから、関係部局が連携し、管内市区町村の情報システムの標準化・共通化の進捗管理等に積極的に取り組んでいただきたいこと。

- (3) 地方公共団体におけるテレワークについては、働き方改革や業務効率化、行政機能維持のための有効な手段であることから、先進事例や活用のノウハウを取りまとめた「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」（令和3年4月）や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和4年3月）等を参考に、テレワークの導入・活用に取り組んでいただきたいこと。また、テレワーク環境の構築に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。
- (4) 各地方公共団体においては、デジタル化の取組の推進を支えるデジタル人材の確保・育成に積極的に取り組んでいただきたいこと。都道府県や連携中枢都市等においては、官民ともにデジタル人材の需給が逼迫する中、広域的なデジタル人材の確保を推進するため、市町村支援のためのデジタル人材の確保にも積極的に取り組んでいただきたいこと。また、中長期的な

観点から、職員をデジタル人材として育成する取組を集中的に進めていただきたいこと。

これらの取組を一層推進するため、都道府県や連携中枢都市等における市町村支援のためのデジタル人材の確保や地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずるとともに、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費に対する特別交付税措置について、措置率を引き上げることとしていること。

また、地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、新たに地方公共団体のDXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）するとともに、地方公共団体情報システム機構、自治大学校等における研修メニューの充実を図るべく調整を進めており、別途お知らせする予定であること。

- 9 「GX実現に向けた基本方針」において、地方公共団体は地域脱炭素の基盤となる重点対策（太陽光発電以外も含めた再生可能エネルギーの導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）を率先して実施することとされたことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業を計画的に実施できるよう、地方財政計画の歳出において、「脱炭素化推進事業費（仮称）」を創設し、令和5年度は1,000億円を計上することとしている。対象事業は、公共施設及び公用施設における再生可能エネルギーの導入、ZEB化、省エネルギー改修の実施及びLED照明の導入並びに電動車等の導入（EV、FCV、PHEV）としており、再生可能エネルギーの導入及びZEB化は新築・改築時も対象としている。その地方負担については、90%まで地方債（脱炭素化推進事業債（仮称））を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、再生可能エネルギーの導入及びZEB化についてはその50%、省エネルギー改修の実施及びLED照明の導入については地方公共団体の財政力に応じてその30%～50%、電動車等の導入についてはその30%を、それぞれ基準財政需要額に算入することとしている。

なお、公共施設等適正管理推進事業から脱炭素化事業を除外するとともに、地域活性化事業（自然再生・地球温暖化対策事業）の対象事業から分散型エネルギー（太陽光、バイオマス、ガスコージェネレーション等）を活用した施設の整備、高効率照明機器の整備、施設の省エネルギー改修及び低公害車の

導入を除外することとしている。

併せて、地方公営企業の脱炭素化の取組についても、上記の「脱炭素化推進事業費（仮称）」と同様の事業について地方財政措置を講ずることとしているほか、新たに、地方公営企業の特有の取組として、水道事業及び工業用水道事業において地方単独事業として実施する小水力発電の導入並びに下水道事業において地方単独事業及び国庫補助事業として実施するバイオガス発電、肥料化施設、リン回収施設、高温焼却施設等の導入を対象に、その地方負担の1/2について一般会計からの繰出しの対象として公営企業債（脱炭素化推進事業）（仮称）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その50%を基準財政需要額に算入することとしている。

また、交通事業（バス事業）において地方単独事業として実施する電動バス等の導入（EV、FCV、PHEV）を対象に、公営企業債（脱炭素化推進事業）（仮称）を充当できることとし、その元利償還金の一定額について一般会計からの繰出しの対象とするとともに、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、電動バス等の導入費用の30%を基準財政需要額に算入することとしている。

なお、これらの事業期間については、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、令和7年度までを集中期間として脱炭素を前提とした施策を総動員することとされたことを踏まえ、令和7年度までとしている。

10 地域の人への投資（リスクリング）の推進のため、次のとおり特別交付税措置を講ずることとしている。

- (1) 地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する経営者等の意識改革・理解促進、リスクリングの推進サポート等及び従業員の理解促進・リスクリング支援に要する経費について、地方公共団体が「地域職業訓練実施計画」（「職業能力開発促進法」（昭和44年法律第64号）第15条第1項の協議会で策定する計画）に基づき地方単独事業として実施する場合に、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。
- (2) 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進に関する特別交付税措置の対象に、地方公共団体と地方大学が協定を締結して実施する、社会人等を対象としたリスクリング講座の実施等を追加することとしていること。

- 11 地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、「緊急防災・減災事業費」について、新たに社会福祉法人又は学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援及び消防本部への水中ドローンの配備を対象事業に追加した上で、令和5年度は5,000億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債（緊急防災・減災事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

また、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における建築単価の上限については、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、36.1万円/㎡から42.2万円/㎡へ引き上げることとし、令和4年度の緊急防災・減災事業債から適用することとしている。

- 12 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に進めていただきたい。

なお、公共施設等総合管理計画について、新型コロナウイルス感染症の影響等により見直しを完了していない地方公共団体においては、適切に見直しを進め、令和5年度末までに見直しを完了していただきたい。これに関し、地方公共団体が適切に見直しを実施できるよう、専門家の招へいや業務委託等、公共施設等総合管理計画の見直しに要する経費について、令和5年度まで特別交付税措置を講ずることとしている。

また、「公共施設等適正管理推進事業費」について、地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、令和5年度は4,800億円（前年度比1,000億円減）を計上することとしている。

- 13 地方公共団体が、地方単独事業として緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、「緊急浚渫推進事業費」について、令和5年度は1,100億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債（緊急浚渫推進事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その70%を基準財政需要額に算入することとしている。
- 14 「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、都道府県等が、平時における技術職員不足の市町村への支援や大規模災害時の中長期派遣のために技術職員を確保する体制の更なる強化を図る観点から、地方交付税措置について、技



術職員の増員に係る要件を廃止し、市町村支援業務に従事する技術職員数又は中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の職員数に係る人件費に対して措置を講ずることとしており、中長期派遣要員を積極的に登録いただきたい。また、各都道府県においては、令和5年度から定年引上げが始まることも踏まえ、人事担当部局と事業担当部局が連携して「技術職員確保計画」を策定し、技術職員の確保に計画的に取り組んでいただきたい。

15 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割が非常に重要であることを踏まえ、次のとおり地方財政措置を講ずることとしている。

(1) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防庁長官通知。以下「長官通知」という。）を踏まえ、消防団員の年額報酬等について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしているほか、災害に係る出動報酬について引き続き特別交付税措置を講ずることとしており、市町村においては、必要な条例改正及び予算措置を行っていただきたいこと。また、都道府県が実施する消防団員確保の取組に要する経費について引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。さらに、安全確保装備、活動用資機材及び消防団の機能強化に係る施設・設備（消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等）の整備、入団促進及び消防団員の確保並びに消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費に対し市町村が行う助成に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

特に、災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るために市町村が実施する消防団の活動用資機材等の整備に係る「消防団設備整備費補助金」の地方負担について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

これらの措置を活用し、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）及び長官通知を踏まえ、消防団員の確保、活動に応じた適切な報酬等の支給、装備の充実など消防団を中核とした地域防災力の充実強化にご配慮いただきたいこと。

(2) 消防防災行政においても、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、次の措置を講ずることとしていること。

① 次の経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

- ア 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援
  - イ 消防本部への水中ドローン（水中撮影や音波により地形を正確に把握することができるドローン）の配備
- ② 次の経費について、引き続き緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。
- ア 建替えと併せて実施する災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設の整備（原則として昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され耐震化が未実施の施設に限る。）
  - イ 消防本部への災害対応ドローン（災害対応について標準的に備える必要のある機能を有する無人航空機）の配備
  - ウ 消防救急デジタル無線の通信環境の改善や端末・システムの改良などの機能強化を伴う更新
  - エ 市町村が、「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防庁長官通知）に示す連携・協力実施計画に基づき実施する消防用車両等の整備
- (3) 市町村の消防の広域化準備に要する経費に対する特別交付税措置について、広域化を前提として指令の共同運用に参画する消防本部が、このために当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合において、これに伴い生じた通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新経費を含む。）も対象とすることとしていること。
- (4) 消防本部等における女性専用施設（浴室、仮眠室等）の整備に要する経費に対する特別交付税措置について、消防学校における整備も対象とすることとしていること。
- (5) 住民が救急車を呼ぶべきかどうか等の判断に悩む場合に専門家が電話相談に応じる「救急安心センター事業（#7119）」に要する経費について、特別交付税措置を令和5年度まで講ずることとしていること。
- 16 「地域おこし協力隊」については、現役隊員数を令和8年度までに1万人とする目標の達成に向けて、新規採用者数を増加させるため、地方公共団体において募集の企画力やPRを強化することができるよう、隊員の募集等に要する経費について、特別交付税措置の上限を引き上げることとしている。
- また、任期途中の退任者を減少させるため、市町村が隊員のサポート体制を十分に確保することができるよう、市町村における隊員の日々のサポート

に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

さらに、地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費について、隊員が早期から起業等の準備に着手することができるよう、特別交付税措置の対象期間を拡充することとしている。

- 17 「ローカル10,000プロジェクト」を活用する事業を含め、地域資源を活用し地域課題の解決に資する地域密着型事業の創業を大幅に増加させるため、従来の措置に加え、事業の企画・立ち上げ、フォローアップ等の各段階において要する、法人設立、オフィスの賃貸等の経費について、新たに特別交付税措置を講ずるとともに、既存の関連措置（地域おこし協力隊等に対する起業支援、ふるさと納税を活用した起業支援等）と合わせて「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化し、地域でのスタートアップを幅広く支援することとしている。

なお、ローカル10,000プロジェクトを活用する事業について、ふるさと融資の利用を含め融資元を拡充するとともに、ふるさと融資を利用する場合は、地方公共団体による地方債の利子負担及び連帯保証料の補助に対して、特別交付税措置を講ずることとしている。

また、エネルギーの地産地消を進める「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

- 18 地方公共団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和5年度においても、前年度同額の4,200億円を計上することとしている。
- 19 地域運営組織が高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、子ども食堂等の居場所づくりや交流の場の確保等に持続的に取り組めるよう、地域運営組織に対する設立運営支援等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 20 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和元年法律第64号）に基づく特定地域づくり事業協同組合に対する設立運営支援に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- 21 連携中枢都市圏構想については、圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化を図る取組等を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

- 22 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。
- 23 連携中枢都市圏や定住自立圏以外の地域においても広域連携を進めるため、当該地域の中で広域連携を目指す複数の市町村が「地域の未来予測（行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し）」を共同で作成するための経費や、それに基づく施設の共同利用等に向けた取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- 24 地方版総合戦略に基づき、地方公共団体と国公立大学等が「協定」を締結し連携して雇用創出・若者定着にあたる取組に要する経費に対する特別交付税措置については、措置の対象に、地方公共団体と地方大学が協定を締結して実施する、大学講師等による社会人等対象のリスクリング講座の実施や、地域人材のリスクリング後の地域活動を支援する取組に要する経費を追加することとしている。

また、地方に定着する若者の奨学金返還を支援するための取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

併せて、地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備について、引き続き地域活性化事業債の対象とすることとしている。

各地方公共団体において、人口減少克服や地方創生に取り組む際には、地方大学の活性化も重要な取組であるので、これらの措置を活用し、積極的に取り組んでいただきたい。

- 25 「全世代型社会保障の構築に向けた取組について」（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）において、今後政府として着実に進めていくものとするとしてされた「全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」（令和4年12月16日）を踏まえ、こども・子育て支援の充実の足元の課題について次のとおり措置を講ずることとしている。

- (1) 令和5年4月以降、50万円に引き上げることとされている国民健康保険における出産育児一時金の地方負担（187億円）について、地方交付税措置を拡充することとしていること。
- (2) 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型支援と経済的支援を合わせたパッケージを継続的に実施する「出産・子育て応援交付金」の地方負担について、令和5年9月までの分は、令和4年度の地方交付税の増額交付の

中で対応することとしているとともに、令和5年10月以降の分も、地方交付税措置を講ずることとしていること。

26 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の児童福祉司を令和6年度までの2年間で約1,060名、児童心理司を令和8年度までの4年間で約950名それぞれ増員することとされている。同プランに基づき、令和5年度に児童相談所の児童福祉司を約530名、児童心理司を約240名それぞれ増員できるよう、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、地方交付税措置について、道府県の標準団体で児童福祉司8名及び児童心理司3名を増員することとしている。また、児童相談所の管轄区域に関する基準を定めた「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令第209号）が令和5年4月1日から施行されることを踏まえ、児童相談所の地方交付税措置について、道府県の標準団体で職員3名を増員することとしている。児童相談所を設置する地方公共団体においては、引き続き児童相談所の体制強化に取り組んでいただきたい。

27 次の感染症危機に備えた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等の改正等を踏まえ、保健所等の恒常的な人員体制強化を図るため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師約450名（令和4年度約2,700名、令和5年度約3,150名）、保健所及び地方衛生研究所の職員それぞれ約150名増員できるよう、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、地方交付税措置について、道府県の標準団体で感染症対応業務に従事する保健師6名、保健所及び地方衛生研究所の職員それぞれ2名を増員することとしている。保健所等を設置する地方公共団体においては、引き続き保健所等の体制強化に取り組んでいただきたい。

28 令和5年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担（9,247億円（前年度比261億円増））について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 子ども・子育て支援（3,785億円）

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を引き続き実施すること。（3,541億円）

なお、上記の子ども・子育て支援新制度には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

(2) 医療・介護（5, 431億円）

① 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により創設された地域医療介護総合確保基金を活用して、医療分野及び介護分野において、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等を実施すること。（医療分278億円、介護分245億円）

また、地域医療介護総合確保基金のうち地域医療構想の実現を図るための病床機能再編支援分として195億円を引き続き全額国費で計上すること。

② 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員、介護職員を対象に、診療報酬、介護報酬において、収入を3%程度引き上げるための措置を実施すること。（看護職員106億円、介護職員385億円）

③ 「全世代型社会保障改革の方針」（令和2年12月15日閣議決定）等を踏まえ、不妊治療への保険適用を実施すること。（31億円）

④ 令和6年1月以降、国民健康保険において、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料を減額すること。（2億円）

29 令和5年度においては、「人づくり革命」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担（6, 762億円（前年度比49億円増））について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化を引き続き実施すること。（5, 448億円）

(2) 高等教育の無償化

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生を対象に高等教育の修学支援（学資支給及び授業料等の減免）を引き続き実施することとされており、公立大学等及び私立専門学校に係る授業料等減免に要する経費の地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。（公立大学等分129億円、私立専門学校分325億円）

30 医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化については、「医療法」（昭和23年法律第205号）に基づく地域医療構想の実現に向けた取組並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づく都道府県医療費適正化計画及び「介護保険法」（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業（支援）計画に掲げる取組を進めるなど、引き続き適切に取り組んでいただきたい。

なお、地域医療構想については、各都道府県において第8次医療計画（令和6年度～令和11年度）の策定作業が令和5年度までかけて進められることとなるため、その作業と併せて、令和5年度中に、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求めることとされていることにご留意いただきたい。

31 国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、制度の円滑な運営ができるよう、引き続き適切に取り組んでいただきたい。特に、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 令和5年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講ずることとしていること。

① 「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる1,772億円（全額国費）が確保されていること。

② 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（5,910億円）について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

③ 以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

ア 保険料軽減制度（4,271億円（全額地方負担）（都道府県3/4、市町村1/4））

イ 保険者支援制度（2,689億円（うち地方負担1,344億円）（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

ウ 高額医療費負担金（4,043億円（うち地方負担1,011億円））

(国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2)

エ 未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置  
(81億円(うち地方負担40億円)(国1/2、都道府県1/4、  
市町村1/4))

オ 国保財政安定化支援事業(1,000億円(全額地方負担)(市町  
村単独))

(2) 通常国会に提出予定である「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」等により、令和6年1月以降、国民健康保険における出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4か月間)の均等割保険料及び所得割保険料を減額することとされており、減額した保険料に係る公費負担(4億円(うち地方負担2億円)(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4))を創設する予定であること。この地方負担について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 保険者努力支援制度において、予防・健康づくりや医療費適正化の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブとして、これらの取組に係る客観的な評価指標による「国民健康保険保険者努力支援交付金」(912億円(全額国費))及び予防・健康づくりを一層推進するための「予防・健康づくり交付金」(300億円(全額国費))を交付することとされていること。

なお、普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、引き続き地方公共団体等との議論を深めることとされていること。

(4) 国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度を円滑に運営できるよう財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、決算補填を目的とする法定外繰入等の早期解消に向けて取り組むこと。

32 後期高齢者医療制度については、実施主体である後期高齢者医療広域連合の財政基盤の強化のため、以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 保険料軽減制度(3,545億円(全額地方負担)(都道府県3/4、市町村1/4))

(2) 高額医療費負担金(4,103億円(うち地方負担1,026億円)(国1/4、都道府県1/4、後期高齢者医療広域連合1/2))

(3) 財政安定化基金(201億円(うち地方負担67億円)(国1/3、都道



府県1／3、後期高齢者医療広域連合1／3))

- 33 介護保険制度については、自立支援・重度化防止等の取組の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブとしての「保険者機能強化推進交付金」(150億円(全額国費))及び「介護保険保険者努力支援交付金」(200億円(全額国費))により、都道府県及び市町村の介護予防等に係る取組を重点的に推進することとされている。また、調整交付金の活用方策について、第8期介護保険事業(支援)計画期間における取組状況も踏まえつつ、引き続き地方公共団体等と議論を継続することとされている。
- 34 令和5年度に平年度化する保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象とした診療報酬、介護報酬等における収入を3%程度引き上げるための措置の地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 35 ローカル鉄道の再構築を図るため、通常国会に提出予定である「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」により、地方公共団体又は鉄道事業者からの要請に基づき国土交通大臣が組織する「再構築協議会」が創設される予定である。再構築協議会等における鉄道事業者と地域の合意に基づきローカル鉄道の再構築に取り組む地方公共団体への支援として「社会資本整備総合交付金」の基幹事業として新たに創設される「地域公共交通再構築事業」等を受けて実施する、持続可能性や利便性等の向上に資する鉄道施設やバス施設等の整備事業に係る地方負担について、新たに地方財政措置を講ずることとしている。
- 36 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。
- (1) 定員については、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。
- (2) 能力・実績に基づく人事管理については、「地方公務員法」(昭和25年法律第261号)において、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされているところであり、市町村をはじめ人事評価の結果を勤勉手当や昇給等に十分に反映できていない地方公共団体にあっては、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」(平成26年8月15日付け総務省自治行政局長通知)にも留意し、速やかに必要な措置を講ずること。特に、勤勉手当の支給や昇給について、人事評価の結果を反映せずに一律に行うなどの運用は不適切であることから、速やかな是正を図ること。

- (3) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和4年10月7日付け総務副大臣通知）に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。
- ① 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員等の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、その適正化を図るため必要な措置を講ずること。
  - ② 高齢層職員の昇給抑制措置や昇格時の給料月額増加額の縮減措置を講じていない地方公共団体、平成18年の給与構造見直しにおける経過措置額を廃止していない地方公共団体及び平成27年の給与制度の総合見直しにおける経過措置額を廃止していない地方公共団体については、速やかに必要な措置を講ずること。
  - ③ 等級別基準職務表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。
  - ④ 地域手当については、給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。
  - ⑤ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。
- (4) 地方公務員の中途採用については、骨太方針2022における就職氷河期世代への支援の趣旨及び「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」（令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）を踏まえ、各地方公共団体の実情に即し、就職氷河期世代支援のための新たな中途採用試験の実施、これまで実施してきた中途採用における受験資格の上限年齢の引上げなどの応募機会の拡大、採用情報等の一層の周知など就職氷河期世代支援に取り組んでいただきたいこと。
- (5) 地方公共団体における障害者雇用の促進については、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）を参考にしながら、取り組んでいただきたいこと。

なお、障害者の就労を進めるために必要な施設や設備の設置、整備等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講ずることとしているこ

と。

37 地方公務員の定年引上げについては、「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について」（令和3年8月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）、「地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について」（令和4年3月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等にも留意し、令和5年4月1日の施行に向けて、円滑に実施できるよう着実に準備を進めていただきたい。

また、定年引上げに伴う定員管理について、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、「地方公務員の定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項等について」（令和4年6月24日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）及び「定年引上げに伴う国家公務員の特例的な定員措置の考え方を踏まえた地方公務員の定員管理に関する留意事項等について」（令和4年12月23日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）を踏まえ、職種ごとに職員の年齢構成や退職者数等を見通した上で年度ごとに必要な新規採用職員数を検討するなど、地域の実情に応じた中長期的な観点からの定員管理の取組を計画的に進めていただきたい。

38 地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和4年12月23日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等に基づき、制度の適正な運用を図っていただきたい。

39 地方公共団体においては、引き続き国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

特に、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」及び「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）を踏まえ、各地方公共団体において又は複数の地方公共団体が連携して積極的に地方行政サービス改革の推進に努め

ること。また、引き続き地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の「見える化」及び比較可能な形で公表に取り組むこととしていること。

地方行政サービス改革の推進に当たっては、業務改革モデルプロジェクトや自治体行政スマートプロジェクトの取組等を参照しながら、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやデジタル技術の活用等を通じた業務の効率化に努めること。

特に、窓口業務については、手続のオンライン化を進めるとともに、窓口の在り方を検討し、デジタル技術のほか民間委託や申請等関係事務処理法人の活用等により、更なる窓口業務改革の推進に努めること。

これらの取組におけるPDCAサイクルを回すために、効果的な指標を設定するよう努めること。

(2) 「地方創生推進費（仮称）」のうち「人口減少等特別対策事業費」において、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和5年度においては、段階的な反映における4年目の見直しを実施することとしていること。

(3) 地方公営企業については、経営戦略の策定・改定並びに事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等の取組を通じて、経営基盤の強化等を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。

40 地方公共団体の状況や要請に応じて継続的にアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」については、令和5年度も引き続き実施し、「公営企業・第三セクター等の経営改革」、「公営企業会計の適用」、「地方公会計の整備・活用」及び「公共施設等総合管理計画の見直し・実行」に加え、新たに「地方公共団体のDX」及び「首長・管理者向けトップセミナー」についてアドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとしており、各地方公共団体においては積極的に活用していただきたい。

また、事業の実施に当たり、都道府県の市区町村担当課においては、派遣先市区町村に係る調整やフォローアップなど主体的に関与いただきたい。

41 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の趣旨等を踏まえ、次の事項に適切に対応いただきたい。

(1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や第三セクター等を含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。

- (2) 第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期貸付金のうち、地方公共団体への返済が出納整理期間に行われる貸付金については、会計年度独立の原則の趣旨に反していることから、見直しを図ること。また、第三セクター等が年度を越えて金融機関から借り入れた資金により地方公共団体への返済が行われる貸付金については、第三セクター等の経営状況を踏まえ、長期貸付への切替え等必要な見直しを行うこと。
- (3) 財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は、財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、その進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。
- (4) 「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務大臣通知）等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター及び地方公社については、各地方公共団体において、経営健全化等に取り組むこと。特に、財政的なリスクの高いものについては、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）を踏まえ経営健全化方針を策定の上、策定した方針に基づき、一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表すること。
- 42 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。
- (1) 地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努めていただきたいこと。
- また、基金の使途・増減の理由・今後の方針等の積立状況等について、財政状況資料集における「見える化」をはじめ、公表情報の充実を図るよう努めていただきたいこと。
- (2) 運用の一形態として、基金から一般会計等に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性（支払準備性、換金性）について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。
- 43 地方公会計については、毎年度、各地方公共団体において、決算年度の翌年

度までに統一的な基準による固定資産台帳や財務書類の作成・更新を行い、分かりやすく公表していただきたい。これに関し、総務省において、引き続き各地方公共団体が作成した財務書類等を比較可能な形で「見える化」することとしているので、ご留意いただきたい。なお、当該基準による財務書類等の作成・更新に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、財務書類等から得られた指標を用いた分析等を行うとともに、施設別の財務書類の作成・分析を通じた施設等の統廃合等の検討により公共施設等総合管理計画の進捗や改訂・充実等に役立てるなど、資産管理や予算編成等に積極的に活用していただきたい。そのため、これらの取組に関する具体的な活用事例を取りまとめ、公表しているため、当該事例も参考にしながら取組を進めていただきたい。

44 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示に取り組むとともに、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、地方公共団体の財政マネジメントの強化を図る観点から、住民一人当たりコストや地方公会計の整備により得られる指標、基金の積立状況等の公表など、財政状況資料集等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示と内容の充実に取り組んでいただきたい。

45 一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト分）に係る決算情報については、試行調査を通じて全国の状況について把握・分析を進めているところであるが、令和4年度決算額に関する調査（令和5年度に実施予定）から、決算統計システムにより、全ての歳出区分を回答対象とする調査を実施する予定であるため、ご留意いただきたい。

46 公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）等において、債務負担行為や繰越制度の活用により施工時期等の平準化を図ることとされているところである。平準化の取組の推進について「地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化に関する取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について」（令和5年1月11日付け総務省自治行政局行政課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）により通知しているため、これに留意の上、各地方公共団体の令和5年度予算に計上される公共工事等について、ゼロ債務負担行為を適切に設定するなど、施工時期の平準化に向けて積極的に取り組んでいただきたい。また、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用によるダンピング受注の防止、営繕積算方式等の活用を通じた適正な予定価格の設定、契約後の資材や

労務費の高騰等の変動に備えたいいわゆる「スライド条項」（公共工事標準請負契約約款第26条）の適切な運用など発注関係事務の適切な運用に取り組んでいただきたい。なお、学校施設の設計については、「学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」（令和3年8月30日付け総務省自治行政局行政課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）を踏まえ、プロポーザル方式等の導入を検討いただきたい。

また、都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成28年法律第111号）において、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する責務を有しており、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（平成29年6月9日閣議決定）を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めることとされていることから、同法の趣旨を踏まえ、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に積極的に取り組んでいただきたい。

47 地方公共団体の契約における中小企業者への配慮については、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和4年8月26日付け総務省自治行政局長通知）で要請したとおり、「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和4年8月26日閣議決定）を十分に踏まえた対応をしていただきたい。特に、中小企業者への発注等の平準化、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の設定、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施、著作権等の知的財産の取扱い、災害時の燃料供給協定を締結している中小石油販売業者に対する配慮についてご留意いただきたい。

また、ビルメンテナンス業務の公共調達については、「ビルメンテナンス業務の公共調達における建築保全業務労務単価の活用等について（通知）」（令和4年11月8日付け総務省自治行政局行政課長通知）及び「最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴うビルメンテナンス業務に関する契約に係る契約金額の変更について（通知）」（令和4年11月30日付け総務省自治行政局行政課長通知）により、最新の「建築保全業務労務単価」を踏まえた予定価格の適正な設定や、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動に伴う適切な契約金額の変更について通知しているのでご留意いただきたい。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方公共団体の入札・契約手続や庁舎等の管理業務に係る委託契約については、「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年3月3日付け総務省自治行政局行政課長通知）、「新型コロナウイルス感染症等の影響による庁舎等管理業務委託契約等の取扱いについて（通知）」（令和2年6月12日付け総務省自治行政局行政課長通知）等により通知しているのでご留意いただきたい。

- 48 競争入札参加資格審査申請については、複数の地方公共団体に対して申請を行う者の負担の軽減を図る観点から、「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について（通知）」（令和3年10月19日付け総務省自治行政局行政課長通知）により提示した当該申請に係る標準様式等を積極的に活用するとともに、当該様式等の競争入札参加資格審査申請システムへの反映に取り組んでいただきたい。
- 49 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）において、優先的検討の促進等の施策が盛り込まれており、これらに基づいて公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等への多様なPPP/PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP/PFI事業の円滑な実施の促進にご配慮いただきたい。
- 50 統一地方選挙等における期日前投票所の設置については、「期日前投票制度の活用について」（令和4年5月18日付け総務省自治行政局選挙部長通知）等を踏まえ、期日前投票所の増設を早期に検討し、積極的に取り組んでいただきたい。これに関し、期日前投票所の会場借上料及び警備員等派遣に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。
- 51 地域の国際交流の進展を図り、諸外国との相互理解を増進するため、外国籍の外国語指導助手等の活用に要する経費に対する地方交付税措置について、姉妹校提携など外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等についても対象とすることとしている。
- 52 自治会等の加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会等の加入促進等に係る取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 53 「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号）に基づき、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き合併の



円滑化を図るための措置を講ずることとしている。また、合併した市町村については、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

- 54 光ファイバ等の整備状況の地域間格差を是正するための全国的な整備や、高速・大容量の5Gへの移行等に伴う高度化を推進するため、光ファイバ等の整備及び高度化を伴う更新に要する経費について、引き続き地域活性化事業債の対象とすることとしている。また、過疎対策事業債については、引き続き「光ファイバ等整備特別分」として位置付け、他の事業に優先して同意等額を確保することとしている。

離島における光ファイバの整備を促進するため、離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る「高度無線環境整備推進事業」の地方負担について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

- 55 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）が令和4年度中に改定されることを踏まえ、都道府県が実施する「地域再犯防止推進事業」の地方負担について、新たに地方交付税措置を講ずることとしている。

- 56 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」（平成30年度～令和4年度）の計画期間が令和6年度まで2年間延長されたことに伴い、延長後の計画に基づく学校におけるICT環境の整備に必要な経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

- 57 高等学校以下の私立学校に対する助成について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、都道府県が行う私立高等学校の地域の実情に応じた低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援、私立小中学校の家計急変世帯に対する授業料軽減、私立幼稚園の預かり保育推進事業費補助及び私立幼稚園教員の人材確保支援事業費補助並びに授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金に対する助成について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

- 58 「予防接種法」（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種について、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した方への対応を行うこととされており、その所要額について引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

- 59 「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号）に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、「主要農作物種子法を廃止する法律」（平成29年法律第20号）の施行後においても、「種苗法」（平成10年法律第83号）等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしてい

る。

- 60 社会資本整備総合交付金等の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を受けて実施する既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るための火災安全改修事業に係る地方負担について、新たに地方財政措置を講ずることとしている。
- 61 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（令和4年法律第42号）が令和5年4月1日から施行されることを踏まえ、地方公共団体が実施する特定外来生物の防除等対策事業に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。
- 62 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、令和5年度の地方財政計画上の整理については、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。
- 63 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）に基づく地方消費税率の引上げに関して次の事項にご留意いただきたい。

(1) 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上明記されており、各地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を遺漏なく実施していただきたいこと。

また、引き続き決算ベースにおいて、地方財政全体で、社会保障施策に要する経費を調査・集計し、公表することとしていること。

(2) 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）においては、地方公共団体から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、一般会計及び特別会計のそれぞれの会計において、税務署へ適格請求書発行事業者の登録を申請する必要があること。また、請求書等発行システムの改修を行うなどの準備が必要となる場合があることに留意の上、一般会計及び現時点で課税事業者

である特別会計においては、令和5年3月31日までに申請いただきたいこと。

また、現時点で免税事業者である特別会計においては、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得ることから、対応要否について適切に検討いただき、課税事業者に対する消費税課税取引が存在するなど、インボイス発行の必要がある会計においては、令和5年3月31日までに申請いただきたいこと。

#### 第4 通常収支分の歳入歳出

##### 1 歳入

###### (1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 令和5年度の地方税制改正に伴う令和5年度の地方税の影響額として3億円の減収を見込んでいること。
- ② 令和5年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において、前年度当初見込額に比し1兆6,446億円、4.0%増の4兆8,751億円（道府県税にあつては5.5%の増、市町村税にあつては2.7%の増）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割2.5%の増、法人税割7.0%の増、法人事業税5.3%の増、地方消費税11.3%の増、市町村民税のうち所得割2.6%の増、法人税割5.6%の増、固定資産税（交付金を除く。）2.7%の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

- ③ 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

- ④ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含

む。)に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にすること。

## (2) 地方譲与税

① 地方譲与税の収入見込額は、2兆6,001億円(前年度比23億円、0.1%増)である。

その内訳は、地方揮発油譲与税2,164億円(同127億円、5.5%減)、石油ガス譲与税50億円(同2億円、4.2%増)、航空機燃料譲与税152億円(同3億円、2.0%増)、自動車重量譲与税2,874億円(同17億円、0.6%減)、特別とん譲与税124億円(同11億円、9.7%増)、森林環境譲与税500億円(前年度同額)及び特別法人事業譲与税2兆137億円(同151億円、0.8%増)となっている。

② 森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、森林の整備に関する施策及び森林の整備の促進に関する施策等に要する費用に充てるものであることから、その趣旨を踏まえ、譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用するとともに、事業の実績や効果などその使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

## (3) 地方特例交付金等

地方特例交付金等の収入見込額は、2,169億円(前年度比98億円、4.3%減)であり、その内訳は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するため計上する地方特例交付金2,045億円(同127億円、5.8%減)及び生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等による減収を補填するため計上する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金124億円(同29億円、30.5%増)である。

## (4) 地方交付税

令和5年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の19.5%相当額の合計額1兆6,669億円(平成20年度、平成21年度、令和元年度及び令和2年度補正予算に係る精算額7,383億円及び平成28年度決算に係る精算額449億円を減額した後の額)に国の一般会計

における加算額（既往法定分）154億円を加えた1兆1,823億円であり、前年度当初予算に比し5,264億円、3.4%の増となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税の全額1兆8,919億円、令和4年度からの繰越金1兆4,242億円、交付税特別会計剰余金の活用額1,200億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額1,000億円を加算し、交付税特別会計借入金償還額1兆3,000億円及び交付税特別会計借入金に係る支払利子額572億円を減額した1兆8,611億円であり、前年度当初予算に比し3,073億円、1.7%の増となっている（別添資料第6）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

#### ① 普通交付税

##### ア 基準財政需要額

(ア) 「地域デジタル社会推進費」については、期間を令和7年度まで延長するとともに、地方財政計画において増額されたマイナンバーカード利活用特別分（500億円）について、マイナンバーカードの交付率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映することとしていること。

具体的には、地方財政計画において増額されたマイナンバーカード利活用特別分（500億円）については、全ての市町村において基準財政需要額を増額するよう算定することとし、その上で、マイナンバーカードの交付率が「上位3分の1の市町村が達している交付率」以上の市町村については、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増し率により算定することとしていること。

(イ) 「地方創生推進費（仮称）」（1兆円）については、「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において引き続き措置することとしていること。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算

定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和5年度は「取組の必要度」に応じて3,200億円程度（道府県分1,050億円程度、市町村分2,150億円程度）、「取組の成果」に応じて2,800億円程度（道府県分950億円程度、市町村分1,850億円程度）を算定することとしていること。

算定に当たっては、引き続き成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしていること。

(ウ) 地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費」については、前年度と同様の算定方法により、引き続き4,200億円程度を算定することとしていること。

(エ) 学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、地方財政計画において増額された700億円については、包括算定経費において一括して算定することとしていること。

(オ) 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童福祉司等の職員の増員に必要な経費を算定することとしていること。

(カ) 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型支援と経済的支援を合わせたパッケージを継続的に実施する出産・子育て応援交付金の地方負担について、算定することとしていること。

(キ) 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所等の恒常的な人員体制強化を図るため、保健師等の増員に要する経費を算定することとしていること。

(ク) 看護、介護、保育、幼児教育などの現場で働く方々の収入を3%程度引き上げるための措置の地方負担について、引き続き算定することとしていること。

(ケ) 基準財政需要額の増減は、測定単位や密度補正等の基礎数値の伸び、公債費又は事業費補正の伸び等により各地方公共団体ごとにかんがりの差が生じるものと見込まれること。

#### イ 基準財政収入額

(ア) 令和5年度においては、固定資産税について、新型コロナウイルス感染症等に係る生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充等によ

る減収がないものとして算定すること。また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金については、基準財政収入額に算入しないこと。

(イ) 一般的に、道府県分にあつては道府県民税所得割及び法人税割、法人事業税、地方消費税並びに特別法人事業譲与税、市町村分にあつては市町村民税所得割及び法人税割、固定資産税並びに地方消費税交付金の増が見込まれること。

(ウ) 基準財政収入額の見積りに当たっては、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

(エ) 法人関係税（法人事業税交付金及び特別法人事業譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講ずることとしているが、法人関係税（法人事業税交付金及び特別法人事業譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には減収補填債発行額の75%は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(オ) 東日本大震災に係る「地方税法」の改正等に伴う減収見込額については、震災復興特別交付税において措置されることを踏まえ、引き続きその75%を加算することとしていること。

ウ 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講ずる前で比較した場合、令和4年度に比し個別算定経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費、公債費及び事業費補正を除く。）にあつては、道府県分0.5%程度の増、市町村分0.5%程度の増、包括算定経費にあつては、道府県分1.0%程度の増、市町村分3.5%程度の増と見込まれること。

エ 臨時財政対策債の発行可能額の配分方式については、引き続き全て財源不足額を基礎として算出する方式とすることとしていること。

なお、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

## ② 特別交付税

ア 令和5年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）の総額は、前年度当初予算に比し1.7%の増となっているが、令和4年度補正予算による増額後との比較では1.0%の減であるので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、令和4年度において、災害対策等、年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあつては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

イ 特別交付税の算定に当たっては、特定財源の控除漏れがないか、普通交付税、他の特別交付税の算定項目及び震災復興特別交付税との重複計上がないか等について十分点検いただくほか、このような基礎数値の報告誤りがないよう、事業担当課と連携するとともに、特別交付税算定担当者間で情報共有を図るなど適切な事務の執行に努めていただきたいこと。

#### (5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上0.8%程度の増になるものと見込まれる。

また、令和5年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりである。

#### (6) 地方債

令和4年12月23日に公表した令和5年度地方債計画（通常収支分）（別添資料第8）は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとしている。

その総額は9兆4,981億円（前年度比6,818億円、6.7%減）を見込んでいる。

このうち、普通会計分は6兆8,163億円（同7,914億円、10.4%減）、公営企業会計等分は2兆6,818億円（同1,096億円、4.3%増）を見込んでいる。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

① 地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債9,946億円（前年度比7,859億円、44.1%



減)を見込んでおり、そのうち、公的資金については、3,600億円(臨時財政対策債の36.2%)を確保するとともに、市町村(指定都市を除く。)の臨時財政対策債に対しては、原則として全額公的資金を配分することとしていること。

- ② 地方公共団体が、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施できるよう、脱炭素化推進事業(仮称)を創設することとし、900億円を見込んでいること。
- ③ 地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業において、対象事業を拡充することとし、5,000億円(前年度同額)を見込んでいること。
- ④ 地方公共団体が、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業として、4,000億円(前年度同額)を見込んでいること。
- ⑤ 地方公共団体が、緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、緊急浚渫推進事業として、1,100億円(前年度同額)を見込んでいること。
- ⑥ 地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業として、4,320億円(前年度比900億円、17.2%減)を見込んでいること。
- ⑦ 過疎対策事業及び辺地対策事業については、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえつつ、過疎地域の持続的発展に関する施策及び辺地に係る公共施設の整備に取り組んでいけるよう、それぞれ5,400億円(前年度比200億円、3.8%増)、540億円(同10億円、1.9%増)を見込んでいること。

また、過疎対策事業におけるハード事業のうち、民間雇用の創出や産業振興に資する事業を「雇用創出特別分」、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業を「公共施設マネジメント特別分」として、引き続き他の事業に優先して同意等を行うこととしていること。

- ⑧ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合(全体の42.8%)を確保していること。

また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしていること。特に、我が国の地方債市場におけるグリーンボンド等のESG/SDGs債への需要の

高まりを踏まえ、地方公共団体の安定的な資金調達のため、令和5年度から新たに共同発行形式でグリーンボンドを発行することとしていること。

- ⑨ 財政融資資金については、辺地対策事業（飲用水供給施設）及び過疎対策事業（簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設）における償還期間（利率見直し方式に限る。）を30年以内（うち据置5年以内）に延長することとしていること。
- ⑩ 減債基金への積立てについては、各地方公共団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的に行っていたきたいこと。その際、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3%）として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることに留意すること。

(7) 使用料・手数料

使用料・手数料については、最近における実績等を勘案し、1兆5,646億円（前年度比83億円、0.5%減）になるものと見込んでいる。

2 歳出

(1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や保健所等の恒常的な人員体制強化、児童虐待防止対策の強化による増等を見込むことにより、2,618人の増としていること。
  - ア 義務教育諸学校の教職員については、児童生徒数の減少等に伴う3,591人の減員に対して、4,808人の改善増を見込むことにより、全体として1,217人の増員を見込んでいること。
  - イ 公立高等学校、公立大学校等の教員については、児童生徒数の減少等に伴い、1,725人の減員を見込んでいること。
  - ウ 消防職員については、消防防災行政の状況等を勘案し、500人の増員としていること。
  - エ 一般職員（アからウ及び警察官を除く職員）については、保健所等の恒常的な人員体制強化を図るための感染症対応業務に従事する保健

師の増員（４５０人）並びに保健所及び地方衛生研究所の職員の増員（３００人）や、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増員（７６９人）を含め、２，６２６人の増員としていること。

- ② 退職手当については、令和５年度からの地方公務員の定年引上げ期間中、２年に一度、定年退職者が生じず、支給額が年度間で大幅に増減することとなり、各地方公共団体において、退職手当組合や退職手当基金の活用等によって、退職手当に係る負担を年度間で平準化することが検討されていること等を踏まえ、令和５年度と令和６年度の退職手当額を推計した上で、これらの合計の２分の１の額である１兆１，３２９億円（前年度比３，０３２億円、２１．１％減）を計上することとしていること。
- ③ 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第９のとおり改定される予定であること。

## (2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増加や地方公共団体の施設の光熱費高騰を反映して計上するとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連見合い歳出２８１億円を減じ、１４兆９，６８４億円（前年度比１，０１７億円、０．７％増）を計上することとしていること。上記２８１億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されるものであることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。
- ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）４，２７１億円、都道府県繰入金５，９１０億円、国保財政安定化支援事業１，０００億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）３，５４５億円を合算した１兆４，７２６億円（前年度比２６２億円、１．７％減）を計上することとしていること。
- ③ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、令和５年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、４，２００億円（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。

### (3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、全体で前年度比約0.1%減の5兆6,600億円程度を計上することとしていること。また、このうち直轄事業負担金については、5,500億円程度（前年度比約1.7%減）、補助事業費については、5兆1,100億円程度（前年度比約0.1%増）となる見込みであること。
- ② 地方単独事業費については、地方公共団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費（仮称）」1,000億円を計上することとしていること。これを含め、全体で前年度同額の6兆3,100億円程度を計上することとしていること。

### (4) 公債費

公債費については、臨時財政対策債を含む地方債の元利償還金が減少することを踏まえ、地方財政計画上、前年度の公債費に比し1.5%程度の減を見込むこととしている。

### (5) 維持補修費

維持補修費については、最近における実績等を勘案し、地方財政計画上、前年度に比し1.7%程度の増を見込むこととしている。

### (6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

## 第5 東日本大震災分の歳入歳出

### 1 復旧・復興事業

#### (1) 歳入

##### ① 震災復興特別交付税

ア 直轄・補助事業に係る地方負担分、地方単独事業分、地方税等の減収分を措置する震災復興特別交付税については、935億円を計上することとしている。

イ 震災復興特別交付税の算定に当たっては、「震災復興特別交付税の

適正な算定について」（令和3年9月3日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室長通知）を踏まえ、算定対象とならない経費等を回答することがないよう、適切な事務の執行に努めていただきたい。

ウ 震災復興特別交付税の精算については、過年度に過大又は過少に交付された額を新規算定額から減額又は加算するとともに、新規算定額から減額できない額については、返還する必要があることにご留意いただきたい。

② 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として3億円計上することとしている。

③ 国庫支出金

東日本大震災関係経費1,600億円程度を見込んでいる。

④ 地方債

令和5年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第10）においては、復旧・復興事業として13億円を見込んでおり、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は9億円、公営企業会計等分は4億円を見込んでいる。

(2) 歳出

① 直轄事業負担金及び補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る直轄事業負担金及び補助事業費2,200億円程度を見込んでいる。

② 地方単独事業費

「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費及び単独災害復旧事業に要する経費等の地方単独事業費については、124億円を計上することとしている。

③ 地方税等の減収分見合い歳出

東日本大震災の税制上の臨時特例措置等に伴う減収分については、以下のとおり281億円を計上することとしている。

ア 「地方税法」等に基づく特例措置分（50億円）

イ 条例減免分（9億円）

ウ 「東日本大震災復興特別区域法」（平成23年法律第122号）等

に基づく特例措置分（222億円）

## 2 全国防災事業

### (1) 歳入

#### ① 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による収入見込額として646億円を計上することとしている。

#### ② 一般財源充当分

地方税の収入見込額が公債費を上回るため、一般財源充当分として所要の調整を行うこととし、60億円を減額計上することとしている。

### (2) 歳出

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費に係る公債費を587億円計上することとしている。

## 第6 地方公営企業

1 今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしているので、各公営企業においては、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 各公営企業においては、中長期的な基本計画である経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うこと。また、策定済みの経営戦略について、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、令和7年度までの経営戦略の改定に反映すること。

なお、経営戦略の策定を地方財政措置の要件としているものについて、令和8年度から、これらの取組を反映した経営戦略の改定を要件とする予定であること。

(2) 各公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、事業ごとの特性に応じて、事業の必要性を含め、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等について検討し、これを推進すること。

水道事業及び下水道事業については、広域化等を推進するとともに、公共施設等運営権制度を含むPPP/PFI手法や民間委託など更なる民間活用を推進していただきたいこと。なお、広域化については、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、管理事務の共同発注など、多様な手法が考えられるところであり、地域の実情に沿った取組を推進していただきたいこと。

これらの検討に資するよう、各公営企業における抜本的な改革の取組状況について調査・公表するとともに、新たに先進・優良事例集を作成することとしているので、積極的に活用していただきたいこと。

- (3) 「公営企業会計の更なる適用の推進について」（平成31年1月25日付け総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、令和5年度までに公営企業会計に移行するなど、一層の取組を推進していただきたいこと。また、重点事業以外の事業についても、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務を複数の事業で一括して取り組むことなどにより、移行作業を効率的かつ円滑に実施可能となることに留意しつつ、公営企業会計への移行を積極的に推進していただきたいこと。

公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、公営企業会計の適用に取り組む市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

なお、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置について、令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業は令和6年度から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。

- (4) 経営戦略の改定・経営改善、「公立病院経営強化プラン」の策定及び経営強化の取組、上下水道の広域化並びに公営企業会計の適用等に加え、新たにDX・GXの取組等を支援するため、「経営・財務マネジメント強化事業」を令和5年度も引き続き実施し、地方公共団体の状況や要請に応じて継続的にアドバイザーを派遣することとしており、各公営企業においては積極的に活用していただきたいこと。
- 2 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により料金収入が減少する地方公営企業の資金繰りに支障が生じないように、感染症に伴う減収による地方公営企業の資金不足に対し、令和2年度に創設した特別減収対策企業債を引き続き措置することとしていること。
- (2) 地方公営企業の脱炭素化の取組については、第3の9のとおり、「脱炭素化推進事業費（仮称）」と同様の事業について地方財政措置を講ずることとしているほか、新たに、地方公営企業の特有の取組にも地方財政措置を講ずることとしていること。
- (3) 病院事業については、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ、病院事業を設置する地方公共団体においては、令和5年度末までに、実効性のある内容を盛り込んだ「公立病院経営強化プラン」を策定し、経営強化の取組を推進していただきたいこと。

公立病院等の経営強化を推進し、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化、医師・看護師等の確保の取組等の支援について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

公立病院等の施設整備費に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限については、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、40万円/㎡から47万円/㎡へ引き上げることとし、令和4年度の病院事業債から適用することとしていること。

不採算地区病院等については、コロナ禍においても病院機能を維持し、地域医療提供体制を確保するため、令和3年度に特別交付税措置の基準額を引き上げたところであるが、この措置を令和5年度においても継続することとしていること。

また、過疎地域等における持続可能な地域医療提供体制を確保するため、公的病院等への地方公共団体からの助成に対する特別交付税措置を拡充することとしていること。
- (4) 水道事業については、「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づき、各都道府県において令和4年度中の「水道広域化推進プラン」の策定に向けて取り組んでいただいているところであるが、同プランの策定後においては、都道府県のリーダーシップの下で同プランに基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、同プランの充実を図っていただきたいこと。



都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、新たに地方交付税措置を講ずるとともに、広域化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

- (5) 下水道事業については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総務省自治財政局準公営企業室長、農林水産省農村振興局整備部地域整備課長、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）に基づき、各都道府県において令和4年度中の「広域化・共同化計画」の策定に向けて取り組んでいただいているところであるが、同計画の策定後においては、都道府県のリーダーシップの下で同計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、同計画の充実を図っていただきたいこと。

都道府県が実施する広域化・共同化の推進のための調査検討に要する経費について、新たに地方交付税措置を講ずるとともに、広域化・共同化に伴う施設の整備費等について、事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加した上で、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

- (6) 交通事業については、各地下鉄事業の経営が引き続き厳しい状況である中で、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境の変化が生じていることを踏まえ、経営戦略の改定状況に応じた発行要件を設けた上で地下鉄事業特例債を5年間延長し、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

(注釈) この事務連絡における以下の語句の意味は、それぞれ次のとおり。

- 1 「地方交付税措置」…次のいずれかの措置（3に該当するものを除く。）
  - (1) 普通交付税措置
  - (2) 普通交付税措置及び特別交付税措置
- 2 「特別交付税措置」…特別交付税措置（3に該当するものを除く。）
- 3 「地方財政措置」…地方債の元利償還金に対する普通交付税措置又は特別交付税措置等（併せて、1又は2の措置が講じられる場合を含む。）
4. 「第三セクター等」…第三セクター、地方公社、地方独立行政法人又は組合等のいずれかに該当する団体

## 令和 5 年度予算編成の基本方針

令和 4 年 12 月 2 日  
閣 議 決 定

### 1. 基本的考え方

- ① 我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している。
- ② こうした状況から国民生活と事業活動を守り抜くとともに、景気の下振れリスクに先手を打ち、我が国経済を民需主導の持続的な成長経路に乗せていくため、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とする財政支出 39.0 兆円・事業規模 71.6 兆円の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和 4 年 10 月 28 日閣議決定）を策定した。  
これを速やかに実行に移し、経済対策の効果が最大限に発揮されるよう万全の経済財政運営を行う。
- ③ 足元の物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくため、以下の重点分野について、計画的で大胆な投資を官民連携の下で推進する。  
まず、民主導での成長力の強化と「構造的な賃上げ」を目指し、リスキリング支援も含む「人への投資」の抜本強化と成長分野への

労働移動の円滑化、地域の中小企業も含めた賃上げ等を進める。

また、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）といった成長分野への大胆な投資を、年内に取りまとめられるスタートアップ育成5か年計画やGX促進に向けた今後10年間のロードマップ等に基づき促進する。

- ④ コロナ禍において、婚姻件数・出生数が急激に減少するなど我が国の少子化は危機的な状況にある。こうした中、「こども家庭庁」を創設し、出産育児一時金の大幅増額を始めとする結婚・妊娠・出産・子育てに至るまで切れ目ないこども・若者・子育て世帯への支援など、少子化対策を含むこどもに関する必要な政策の充実を図り、強力に進めていく。

全ての人が生きがいを感じられ、多様性のある包摂社会を目指し、全世代型社会保障の構築、女性活躍、孤独・孤立対策、就職氷河期世代への支援等に取り組む。

- ⑤ ロシアによるウクライナ侵略も含め、国際情勢・安全保障環境が激変する中、来年のG7広島サミットや日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の開催、国連安保理非常任理事国を務めることも見据え、機動的で力強い新時代リアリズム外交を展開するとともに、防衛力を5年以内に抜本的に強化する。防衛力の抜本的強化については、必要となる防衛力の内容の検討、そのための予算規模の把握及び財源の確保を一体的かつ強力に進め、年末に改定される新たな「国家安全保障戦略」等に基づいて計画的に整備を進める。

- ⑥ 国際情勢の変化に対応したサプライチェーンの再構築・強靱化が急務となる中、円安のメリットもいかし、企業の国内回帰など国内での「攻めの投資」、輸出拡大の推進により、我が国の経済構造の強

靱化を図るとともに、半導体を始めとする重要な物資の安定供給の確保や先端的な重要技術の育成等による経済安全保障の推進、食料安全保障及びエネルギー安全保障の強化を図る。

⑦ 新型コロナウイルス感染症対策について、ウィズコロナの下、国民の命と健康を守りながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。次の感染症危機に備え、司令塔機能の強化に取り組む。

⑧ 防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進するとともに、これまでの成果や経験をいかし、更なる取組を推進するための次期国土強靱化基本計画の検討を進め、中長期的かつ継続的に取り組む。

東日本大震災からの復興・創生、交通・物流インフラの整備、農林水産業の振興、質の高い教育の実現、観光や文化・芸術・スポーツの振興、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会の実現等に取り組む、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組と併せて地方活性化に向けた基盤づくりを推進する。

⑨ 経済財政運営に当たっては、経済の再生が最優先課題である。経済あつての財政であり、順番を間違えてはならない。必要な政策対応に取り組む、経済をしっかりと立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組む。政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組む。

## 2. 予算編成についての考え方

- ① 令和5年度予算編成に当たっては、令和4年度第2次補正予算と一体として、上記の基本的考え方及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定。以下「骨太方針2022」という。）に沿って、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXといった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保を始めとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行い、その政策効果を国民や地方の隅々まで速やかに届け、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことを目指す。
- ② その際、骨太方針2022で示された「本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。
- ③ 歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、骨太方針2022を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を策定し、EBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイスペンディング）を徹底する。

## 令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

（令和4年12月22日  
閣議了解）

## 1. 令和4年度の経済動向及び令和5年度の経済見通し

## (1) 令和4年度及び令和5年度の主要経済指標

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	2.4	2.5	1.8	1.7	2.1	1.5
民間最終消費支出	296.2	312.9	323.0	2.7	1.5	5.6	2.8	3.2	2.2
民間住宅	21.1	21.3	21.7	6.3	▲1.1	0.9	▲4.0	1.9	1.1
民間企業設備	90.1	97.5	103.5	4.7	2.1	8.2	4.3	6.2	5.0
民間在庫変動 ( )内は寄与度	1.1	1.9	1.8	(0.4)	(0.3)	(0.1)	(0.1)	(▲0.0)	(0.0)
財貨・サービスの輸出	103.6	124.2	130.0	22.8	12.3	19.9	4.7	4.7	2.4
(控除)財貨・サービスの輸入	110.4	148.3	156.4	30.1	7.1	34.4	6.9	5.4	2.5
内需寄与度				3.6	1.8	4.9	2.3	2.5	1.6
民需寄与度				2.8	1.4	4.5	2.3	2.9	2.1
公需寄与度				0.8	0.4	0.4	▲0.0	▲0.4	▲0.5
外需寄与度				▲1.2	0.8	▲3.2	▲0.5	▲0.4	▲0.1
国民総所得	579.8	595.0	609.9	4.1	2.2	2.6	0.6	2.5	1.8
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,897	6,915	6,920	▲0.1		0.3		0.1	
就業者数	6,706	6,738	6,753	0.1		0.5		0.2	
雇用者数	6,013	6,056	6,067	0.2		0.7		0.2	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	2.8	2.5	2.4						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	5.8	4.0	2.3						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	7.1	8.2	1.4						
消費者物価指数・変化率	0.1	3.0	1.7						
GDPデフレーター・変化率	▲0.1	0.0	0.6						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	▲6.5	▲23.7	▲28.1						
貿易収支	▲1.6	▲19.6	▲23.3						
輸出	85.6	101.6	105.4	25.2	18.7	3.7			
輸入	87.2	121.4	128.7	35.0	39.2	6.1			
経常収支	20.3	8.3	7.3						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	3.7	1.5	1.3						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

## **(2) 令和4年度の経済動向**

我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している。

政府としては、こうした景気の下振れリスクに先手を打ち、我が国経済を民需主導の持続的な成長経路に乗せていくため、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とする「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を策定した。その裏付けとなる令和4年度第2次補正予算等を迅速かつ着実に実行し、万全の経済財政運営を行う。

こうした下で、令和4年度の我が国経済については、実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.7%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.8%程度となることが見込まれる。消費者物価（総合）については、エネルギーや食料価格の上昇に伴い、3.0%程度の上昇率になると見込まれる。

## **(3) 令和5年度の経済見通し**

令和5年度については、後段で示す「2. 令和5年度の経済財政運営の基本的態度」に基づき、物価高を克服しつつ、計画的で大胆な投資を官民連携で推進するなど新しい資本主義の旗印の下、我が国経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せるための施策を推進する。こうした取組を通じ、令和5年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.1%程度と民間需要がけん引する成長が見込まれる。消費者物価（総合）については、各種政策の効果等もあり、1.7%程度の上昇率になると見込まれる。

ただし、引き続き、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

### **① 実質国内総生産（実質GDP）**

#### **(i) 民間最終消費支出**

コロナ禍からの回復や各種政策の効果、雇用・所得環境の改善が進むことにより、増加する（対前年度比2.2%程度の増）。

(ii) 民間住宅投資

総合経済対策による省エネ支援策など各種政策の効果を通じ、増加する（対前年度比1.1%程度の増）。

(iii) 民間企業設備投資

新しい資本主義に向けた官民連携投資を始め、総合経済対策を呼び水とした民間投資が促進され、増加する（対前年度比5.0%程度の増）。

(iv) 公需

総合経済対策による政府支出はあるものの、前年度までのコロナ対策関連経費の減少等が見込まれるため、前年度比では減少する（実質GDP成長率に対する公需の寄与度▲0.5%程度）。

(v) 外需（財貨・サービスの純輸出）

海外経済の減速に伴い、減少する（実質GDP成長率に対する外需の寄与度▲0.1%程度）。

② 実質国民総所得（実質GNI）

海外からの所得増加が見込まれることにより、実質GDP成長率を上回る伸びとなる（対前年度比1.8%程度の増）。

③ 労働・雇用

経済の回復とともに雇用環境が改善する中で、雇用者数は増加し（対前年度比0.2%程度の増）、完全失業率は低下する（2.4%程度）。

④ 鉱工業生産

内需の回復に伴い、増加する（対前年度比2.3%程度の増）。

⑤ 物価

消費者物価（総合）上昇率は、エネルギー・食料価格の上昇が見込まれるものの、総合経済対策による電気・ガス料金、燃料油価格の抑制効果等もあって、1.7%程度と前年度より上昇幅は縮小する。GDPデフレーターは国内需要の拡大とともに上昇する（対前年度比0.6%程度の上昇）。

⑥ 国際収支

輸入価格上昇の影響を背景に貿易収支の赤字は続くものの、海外からの所得収支がプラスを維持することで経常収支は黒字を維持する（経常収支対名目GDP比1.3%程度）。



- (注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 令和5年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。
- (注2) 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率、円相場及び原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度
世界GDP（日本を除く。）の 実質成長率（%）	6.4	2.1	2.3
円相場（円／ドル）	112.4	138.5	142.1
原油輸入価格（ドル／バレル）	76.3	100.4	89.1

(備考)

1. 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、令和4年11月1日～11月30日の期間の平均値（142.1円／ドル）で同年12月以降一定と想定。
3. 原油輸入価格は、令和4年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値（89.1ドル／バレル）で同年12月以降一定と想定。

- (注3) 我が国経済は民間活動がその主体を成すものであること、また、特に国内外の感染症の動向や国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

## 2. 令和5年度の経済財政運営の基本的態度

経済財政運営に当たっては、総合経済対策を迅速かつ着実に実行し、物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、我が国経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せていく。

今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていく。

かかる認識の下、以下の重点分野について、計画的で大胆な投資を官民連携の下で推進する。民主導での成長力の強化と「構造的な賃上げ」を目指し、リスクリング支援も含む「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動の円滑化、地域の中小企業も含めた賃上げ等を進める。また、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）といった成長分野への大胆な投資を、スタートアップ育成5か年計画やGXロードマップ等に基づき促進する。

さらに、サプライチェーンの再構築・強靱化、企業の国内回帰など、国内での「攻めの投資」、輸出拡大の推進により、我が国の経済構造の強靱化を図る。半導体を始めとする重要な物資の安定供給の確保や先端的な重要技術の育成等による経済安全保障の推進、食料安全保障及びエネルギー安全保障の強化を図る。

こども・若者・子育て世帯への支援等の少子化対策・こども政策の充実を含む包摂社会の実現、機動的で力強い新時代リアリズム外交の展開や「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）等に基づく防衛力の抜本的強化など外交・安全保障環境の変化への対応、地方活性化に向けた基盤づくり、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保など「経済財政運営と改革の基本方針<sup>2022</sup>」（令和4年6月7日閣議決定）に沿って重要政策課題に取り組み、その成果を地方の隅々まで届ける。

新型コロナウイルス感染症対策について、ウィズコロナの下、国民の命と健康を守りながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。

経済財政運営に当たっては、経済の再生が最優先課題である。経済あつての財政であり、順番を間違えてはならない。必要な政策対応に取り組み、経済をしっかりと立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組む。政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組む。

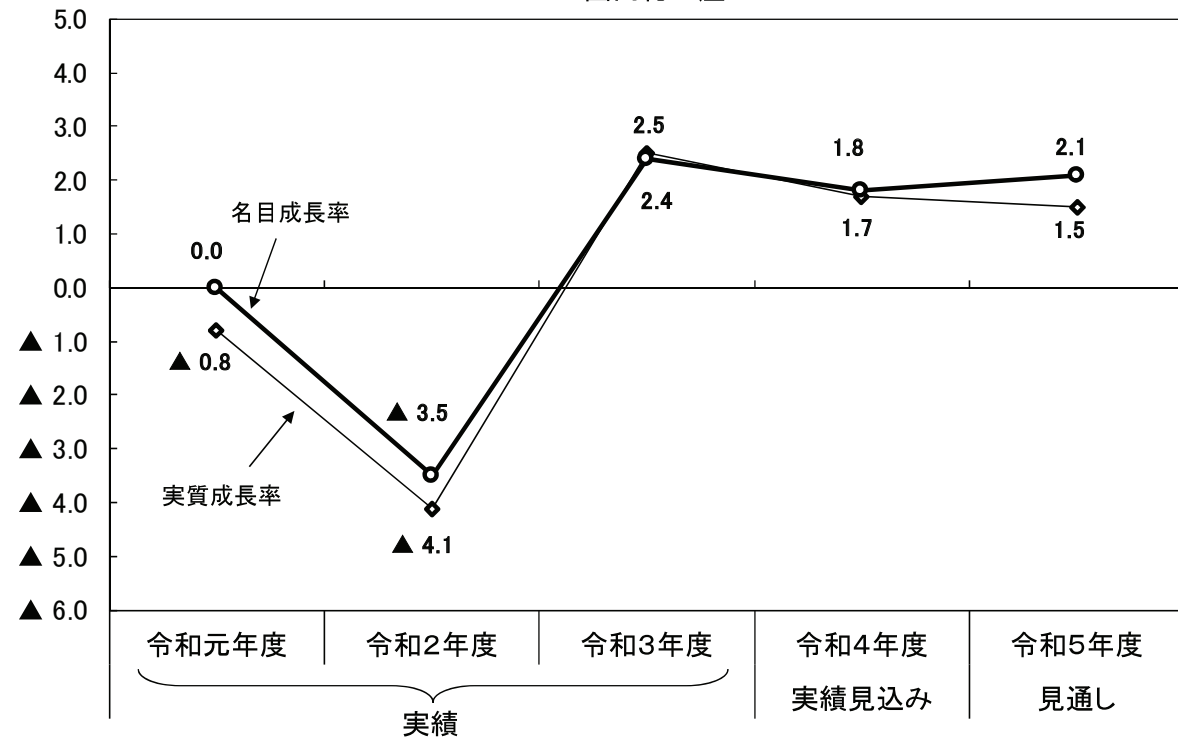
日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

(参考)

## 主な経済指標

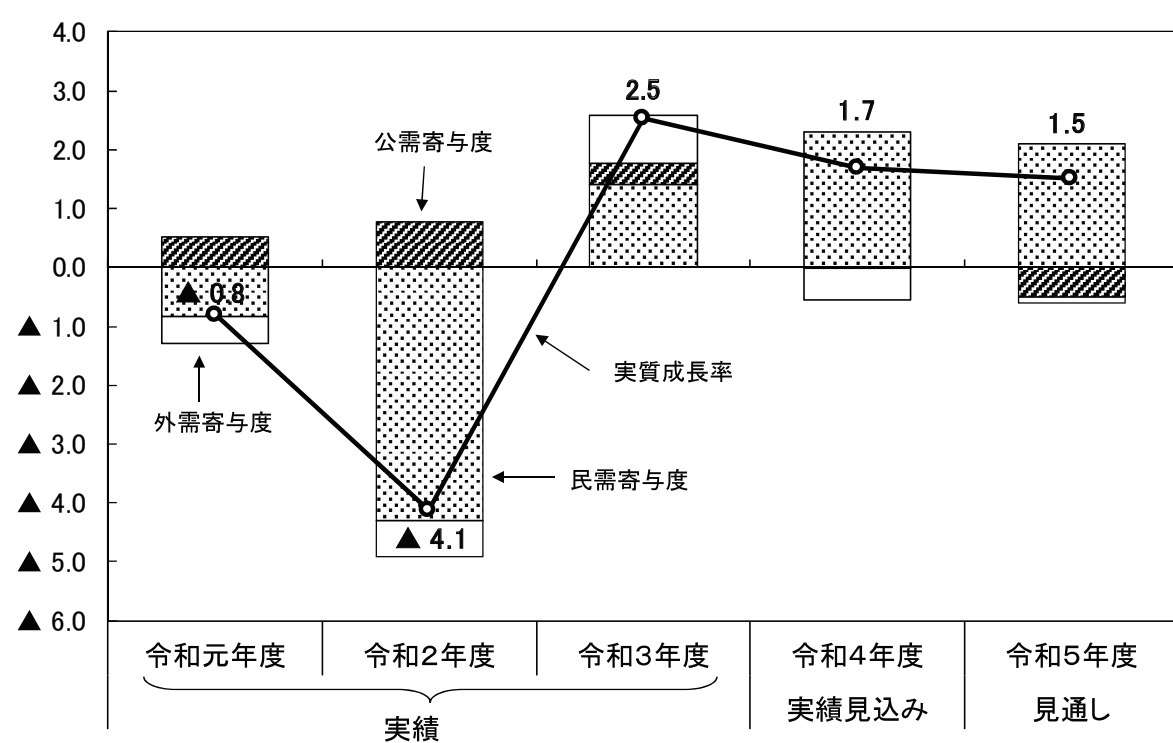
(%、%程度)

### 1. 国内総生産



(%、%程度)

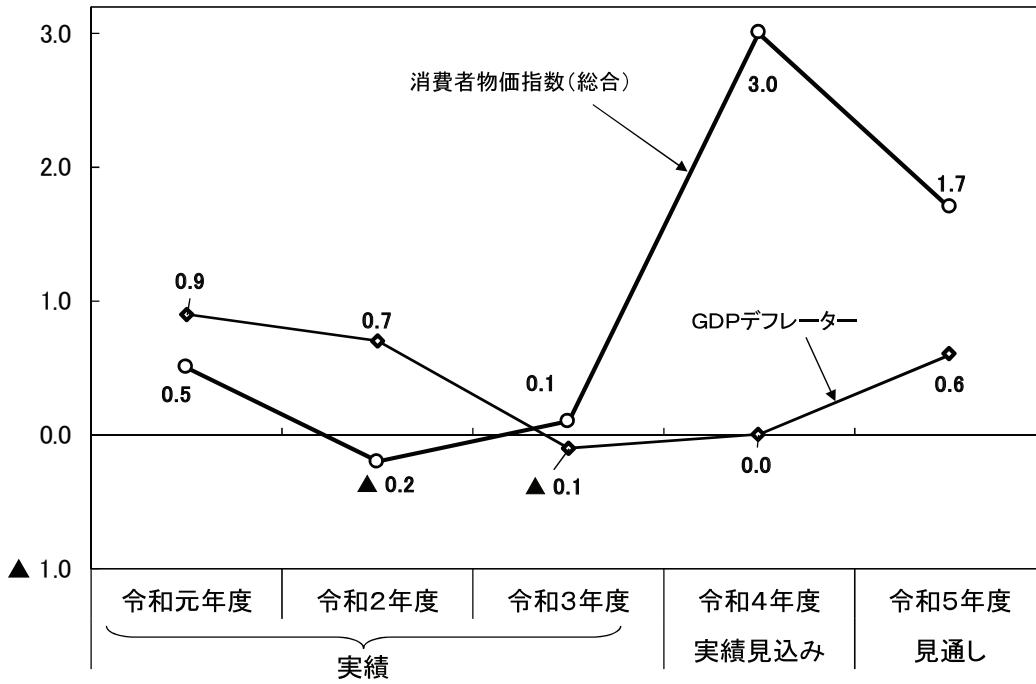
### 2. 実質成長率と寄与度



※ 民需、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。

(%、%程度)

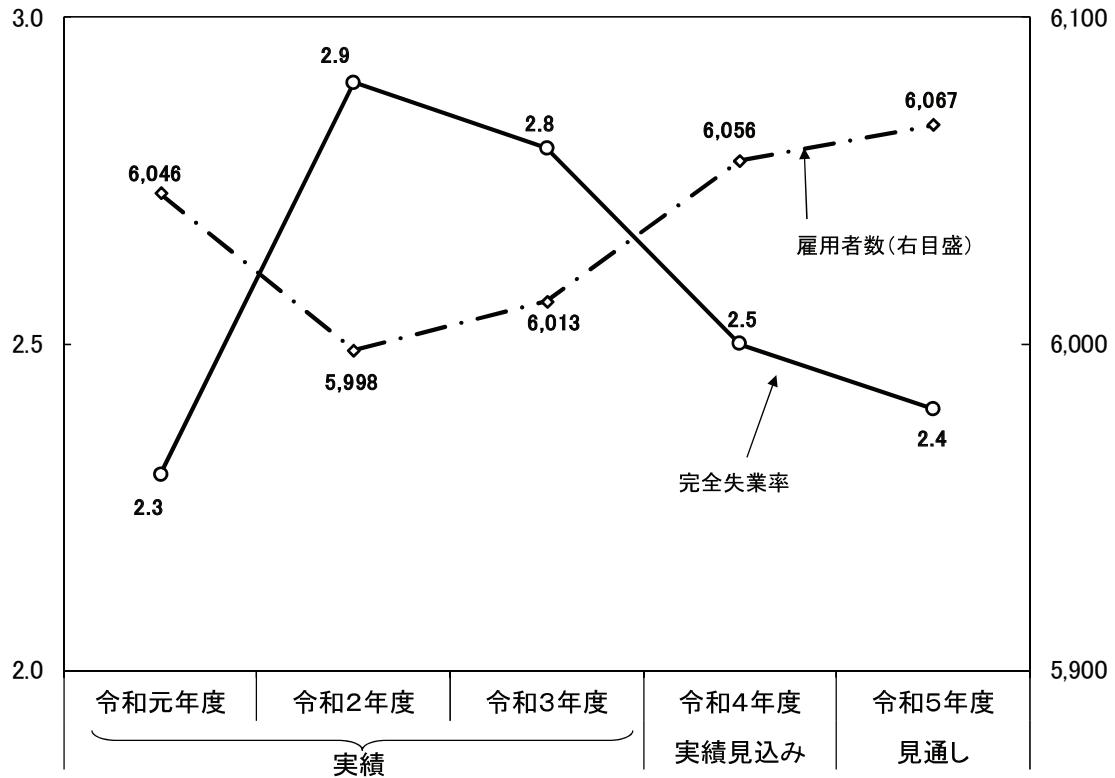
### 3. 物価関係指数の変化率



(%、%程度)

### 4. 完全失業率と雇用者数

(万人、万人程度)



※ 令和元年度と令和2年度の雇用者数の実績については、ベンチマーク人口を令和2年国勢調査基準(新基準)に切り替えたことに伴い、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した当該年度の月次データを平均することにより作成。

## 令和5年度一般会計歳入歳出概算

令和4年12月23日  
(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	令和5年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
歳 入				%
1. 租 税 及 印 紙 収 入	652,350	694,400	42,050	6.4
2. そ の 他 収 入	54,354	93,182	38,828	71.4
3. 公 債 金	369,260	356,230	△ 13,030	△ 3.5
(1) 公 債 金	62,510	65,580	3,070	4.9
(2) 特 例 公 債 金	306,750	290,650	△ 16,100	△ 5.2
合 計	1,075,964	1,143,812	67,848	6.3
歳 出				
1. 一 般 歳 出	673,746	727,317	53,571	8.0
2. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	158,825	163,992	5,166	3.3
3. 国 債 費	243,393	252,503	9,111	3.7
合 計	1,075,964	1,143,812	67,848	6.3

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

令和5年度一般会計歳出概算所管別内訳

(単位 億円)

所 管 別	前年度予算額 (当初) (A)	令和5年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
皇 室 費	73	67	△ 6	△ 8.2
国 会	1,283	1,282	△ 1	△ 0.1
裁 判 所	3,228	3,222	△ 6	△ 0.2
会 計 検 査 院	169	158	△ 11	△ 6.5
内 閣	1,072	1,064	△ 7	△ 0.7
内 閣 府	39,433	48,960	9,527	24.2
内 閣 本 府 等	36,560	46,058	9,498	26.0
警 察 庁	2,873	2,902	28	1.0
デ ジ タ ル 庁	4,720	4,951	231	4.9
総 務 省	164,624	168,625	4,001	2.4
うち地方交付税交付金等	( 158,825 )	( 163,992 )	( 5,166 )	( 3.3 )
法 務 省	7,438	7,250	△ 188	△ 2.5
外 務 省	6,904	7,434	530	7.7
財 務 省	256,688	299,763	43,074	16.8
う ち 国 債 費	( 243,393 )	( 252,503 )	( 9,111 )	( 3.7 )
うち防衛力強化資金(仮称)繰入れ	( — )	( 33,806 )	( 33,806 )	( — )
文 部 科 学 省	52,818	52,941	123	0.2
厚 生 労 働 省	335,160	331,686	△ 3,474	△ 1.0
農 林 水 産 省	21,043	20,937	△ 106	△ 0.5
経 済 産 業 省	9,024	8,809	△ 215	△ 2.4
国 土 交 通 省	60,307	60,524	217	0.4
環 境 省	3,291	3,258	△ 34	△ 1.0
防 衛 省	53,687	67,880	14,192	26.4
新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	50,000	40,000	△ 10,000	△ 20.0
ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	—	10,000	10,000	—
予 備 費	5,000	5,000	—	—
合 計	1,075,964	1,143,812	67,848	6.3

(注) 前年度予算額は、5年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

令和5年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 億円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	令和5年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
社会保険関係費	362,735	368,889	6,154	1.7
文教及び科学振興費	53,901	54,158	257	0.5
うち科学技術振興費	( 13,787 )	( 13,942 )	( 154 )	( 1.1 )
国 債 費	243,393	252,503	9,111	3.7
恩給関係費	1,221	970	△ 252	△ 20.6
地方交付税交付金等	158,825	163,992	5,166	3.3
防衛関係費	53,687	101,686	47,999	89.4
下記繰入れ除く	53,687	67,880	14,192	26.4
防衛力強化資金(仮称)繰入れ	—	33,806	33,806	—
公共事業関係費	60,574	60,600	26	0.0
経済協力費	5,105	5,114	8	0.2
中小企業対策費	1,713	1,704	△ 9	△ 0.5
エネルギー対策費	8,756	8,540	△ 217	△ 2.5
食料安定供給関係費	12,699	12,654	△ 46	△ 0.4
その他の事項経費	58,354	58,004	△ 350	△ 0.6
新型コロナウイルス感染症及び 原油価格・物価高騰対策予備費	50,000	40,000	△ 10,000	△ 20.0
ウクライナ情勢経済緊急対応予 備費	—	10,000	10,000	—
予 備 費	5,000	5,000	—	—
合 計	1,075,964	1,143,812	67,848	6.3

(注) 前年度予算額は、5年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

# 令和5年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

## 資料4

項目	令和5年度 (見込)	令和4年度	増減率 (見込)
地方交付金	428,751 億円	412,305 億円	4.0 %
地方交付税	26,001 億円	25,978 億円	0.1 %
地方交付税	2,169 億円	2,267 億円	▲ 4.3 %
地方交付税	183,611 億円	180,538 億円	1.7 %
地方交付税	68,163 億円	76,077 億円	▲ 10.4 %
うち臨時財政対策債	9,946 億円	17,805 億円	▲ 44.1 %
うち復興事業債	▲ 3 億円	▲ 4 億円	▲ 25.0 %
うち国防費	60 億円	▲ 254 億円	▲ 123.6 %
歳入	920,400 億円	905,918 億円	1.6 %
「一般財源」	650,535 億円	638,635 億円	1.9 %
（水準超経費を除く交付団体ベース）	621,635 億円	620,135 億円	0.2 %

項目	令和5年度 (見込)	令和4年度	増減率 (見込)
給与関係手当	費約 199,100 億円	199,644 億円	▲ 0.3 %
退職手当	外約 187,700 億円	185,283 億円	1.3 %
退職手当	当約 11,300 億円	14,361 億円	▲ 21.3 %
一般行政経費	費約 420,800 億円	414,433 億円	1.5 %
うち補助	分約 239,700 億円	234,578 億円	2.2 %
うち単独	分約 149,700 億円	148,667 億円	0.7 %
うちデジタル田園都市国家構想事業費(仮称)	12,500 億円	12,000 億円	4.2 %
うち地方創生推進費(仮称)	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
うち地域デジタル社会推進費	2,500 億円	2,000 億円	25.0 %
うち地域社会再生事業費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
公債	費約 112,600 億円	114,259 億円	▲ 1.5 %
維持補修費	費約 15,200 億円	14,948 億円	1.7 %
うち緊急浚渫推進事業費	1,100 億円	1,100 億円	0.0 %
投資的経費	費約 119,700 億円	119,785 億円	▲ 0.0 %
うち直轄・補助	分約 56,600 億円	56,648 億円	▲ 0.1 %
うち単独	分約 63,100 億円	63,137 億円	0.0 %
うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800 億円	5,800 億円	▲ 17.2 %
うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %
うち脱炭素化推進事業費(仮称)	1,000 億円	- 億円	皆増
営業企業繰出金	約 24,000 億円	24,349 億円	▲ 1.4 %
うち企業債償還費普通会計負担分	約 14,000 億円	14,398 億円	▲ 2.8 %
水準超経費	費 28,900 億円	18,500 億円	56.2 %
歳出	計約 920,400 億円	905,918 億円	1.6 %
（水準超経費を除く交付団体ベース）	約 891,500 億円	887,418 億円	0.5 %
地方一般歳出	約 764,800 億円	758,761 億円	0.8 %

※1 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

※2 デジタル田園都市国家構想事業費(仮称)の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)及び「地域デジタル社会推進費」(0.2兆円)の合算額である。

※3 地方創生推進費(仮称)の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)の額である。



## 令和5年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

## (1) 復旧・復興事業

項目	令和5年度 (見込)	令和4年度	増減率 (見込)
震災復興特別交付税	935 億円	1,069 億円	▲ 12.5 %
国庫支出金	約 1,600 億円	約 1,822 億円	約 ▲ 12.2 %
地方債	9 億円	9 億円	0.0 %
一般財源充当分	3 億円	4 億円	▲ 25.0 %
計	約 2,600 億円	約 2,987 億円	約 ▲ 13.0 %
直轄・補助事業費	約 2,200 億円	約 2,386 億円	約 ▲ 7.8 %
地方単独事業費	405 億円	517 億円	▲ 21.7 %
うち地方税等の減収分見合い歳出	281 億円	368 億円	▲ 23.6 %
計	約 2,600 億円	約 2,987 億円	約 ▲ 13.0 %

※ 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

## (2) 全国防災事業

項目	令和5年度 (見込)	令和4年度	増減率 (見込)
地方税	646 億円	768 億円	▲ 15.9 %
財源充当分	▲ 60 億円	254 億円	▲ 123.6 %
雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
計	587 億円	1,023 億円	▲ 42.6 %
公債費	587 億円	1,023 億円	▲ 42.6 %
計	587 億円	1,023 億円	▲ 42.6 %

※ 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

## 令和 5 年度地方交付税総額算定基礎

(単位：億円、%)

区 分	令和 5 年度 当初予算額	令和 4 年度			増 減 額		増 減 率		
		当初予算額 A	補 正 額 B	補 正 後 C B + C	A - B E	A - D F	E / B (%)	F / D (%)	
国 税	所 得 税 (ア)	210,480	203,820	16,370	220,190	6,660	-9,710	3.3%	-4.4%
	法 人 税 (イ)	146,020	133,360	4,510	137,870	12,660	8,150	9.5%	5.9%
	酒 税 (ウ)	11,800	11,280	-	11,280	520	520	4.6%	4.6%
	消 費 税 (エ)	233,840	215,730	5,880	221,610	18,110	12,230	8.4%	5.5%
一 般 会 計	(ア) × 33.1%	69,669	67,464	5,418	72,883	2,204	-3,214	3.3%	-4.4%
	(イ) × 33.1%	48,333	44,142	1,493	45,635	4,190	2,698	9.5%	5.9%
	(ウ) × 50%	5,900	5,640	-	5,640	260	260	4.6%	4.6%
	(エ) × 19.5%	45,599	42,067	1,147	43,214	3,531	2,385	8.4%	5.5%
	小 計	169,500	159,314	8,058	167,372	10,186	2,128	6.4%	1.3%
	令和3年度国税4税決算精算分	-	-	8,290	8,290	-	-8,290	-	皆減
	平成28年度国税4税決算精算分	-449	-449	-	-449	-	-	0.0%	0.0%
	過年度補正予算精算分	-7,383	-2,461	-	-2,461	-4,922	-4,922	200.0%	200.0%
	小 計 (法定率分等)	161,669	156,404	16,348	172,753	5,264	-11,084	3.4%	-6.4%
	既往法定加算等	154	154	-	154	-	-	0.0%	0.0%
	臨時財政対策特別加算額	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%
	<b>計 (一般会計繰入れ)</b>	<b>161,823</b>	<b>156,558</b>	<b>16,348</b>	<b>172,907</b>	<b>5,264</b>	<b>-11,084</b>	<b>3.4%</b>	<b>-6.4%</b>
特 別 会 計	地方法人税法定率分	18,919	17,127	1,086	18,213	1,792	706	10.5%	3.9%
	令和3年度地方法人税決算精算分	-	-	1,777	1,777	-	-1,777	-	皆減
	平成28年度地方法人税決算精算分	-0	-0	-	-0	-	-	0.0%	0.0%
	返 還 金	0	1	-	1	-1	-1	-99.0%	-99.0%
	特別会計借入金償還額	-13,000	-5,000	-	-5,000	-8,000	-8,000	160.0%	160.0%
	特別会計借入金利子充当分	-572	-709	-	-709	137	137	-19.3%	-19.3%
	特別会計剰余金の活用	1,200	-	-	-	1,200	1,200	皆増	皆増
	地方公共団体金融機構の公庫債権 金利変動準備金の活用	1,000	-	-	-	1,000	1,000	皆増	-
	前年度からの繰越金	14,242	12,561	-	12,561	1,681	1,681	13.4%	13.4%
	翌年度への繰越金	-	-	-14,242	-14,242	-	14,242	-	皆減
<b>計</b>	<b>183,611</b>	<b>180,538</b>	<b>4,970</b>	<b>185,508</b>	<b>3,073</b>	<b>-1,897</b>	<b>1.7%</b>	<b>-1.0%</b>	
地 方 交 付 税	<b>合 計</b>	<b>183,611</b>	<b>180,538</b>	<b>4,970</b>	<b>185,508</b>	<b>3,073</b>	<b>-1,897</b>	<b>1.7%</b>	<b>-1.0%</b>
	内 普通交付税	172,594	169,705	4,671	174,376	2,889	-1,782	1.7%	-1.0%
	内 特別交付税	11,017	10,833	298	11,131	183	-115	1.7%	-1.0%

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

## 令和 5 年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交 付 金 名	5 年度	4 年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	516.0	535.1	△ 19.1	△ 3.6
国有提供施設等所在市町村助成交付金	299.4	299.4	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	76.0	76.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,052.1	1,023.5	28.6	2.8
特定防衛施設周辺整備調整交付金	407.7	376.1	31.6	8.4
石油貯蔵施設立地対策等交付金	52.5	53.0	△ 0.5	△ 0.9

## 令和 5 年度地方債計画

( 通 常 収 支 分 )

(単位：億円、%)

項 目	令和 5 年度 計画額 (A)	令和 4 年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一 般 会 計 債				
1 公 共 事 業 等	15,889	15,905	△ 16	△ 0.1
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,089	1,090	△ 1	△ 0.1
3 災 害 復 旧 事 業	1,126	1,127	△ 1	△ 0.1
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	4,108	3,707	401	10.8
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,682	1,454	228	15.7
(2) 社 会 福 祉 施 設	367	367	0	0.0
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	981	807	174	21.6
(4) 一 般 補 助 施 設 等	541	542	△ 1	△ 0.2
(5) 施 設 ( 一 般 財 源 化 分 )	537	537	0	0.0
5 一 般 単 独 事 業	27,387	28,013	△ 626	△ 2.2
(1) 一 般	2,485	2,411	74	3.1
(2) 地 域 活 性 化	690	690	0	0.0
(3) 防 災 対 策	871	871	0	0.0
(4) 地 方 道 路 等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧 合 併 特 例	4,800	5,500	△ 700	△ 12.7
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320	5,220	△ 900	△ 17.2
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱 炭 素 化 推 進	900	-	900	皆増
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5,940	5,730	210	3.7
(1) 辺 地 対 策	540	530	10	1.9
(2) 過 疎 対 策	5,400	5,200	200	3.8
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	345	0	0.0
8 行 政 改 革 推 進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	56,684	56,717	△ 33	△ 0.1
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	6,035	5,566	469	8.4
2 工 業 用 水 道 事 業	297	300	△ 3	△ 1.0
3 交 通 事 業	1,719	1,963	△ 244	△ 12.4
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	333	288	45	15.6
5 港 湾 整 備 事 業	619	689	△ 70	△ 10.2
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,598	4,193	405	9.7
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	287	379	△ 92	△ 24.3
8 地 域 開 発 事 業	919	840	79	9.4
9 下 水 道 事 業	12,649	12,181	468	3.8
10 観 光 そ の 他 事 業	95	78	17	21.8
計	27,551	26,477	1,074	4.1
合 計	84,235	83,194	1,041	1.3

(単位：億円、%)

項 目	令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債	9,946	17,805	△ 7,859	△ 44.1
四 退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	( 265 )	( 334 )	(△ 69)	(△ 20.7)
総 計	( 265 ) 94,981	( 334 ) 101,799	(△ 69) △ 6,818	(△ 20.7) △ 6.7
内 訳				
普 通 会 計 分	68,163	76,077	△ 7,914	△ 10.4
公 営 企 業 会 計 等 分	26,818	25,722	1,096	4.3
資 金 区 分				
公 的 資 金	40,644	43,713	△ 3,069	△ 7.0
財 政 融 資 資 金	24,228	26,252	△ 2,024	△ 7.7
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	16,416	17,461	△ 1,045	△ 6.0
( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )	( 265 )	( 334 )	(△ 69)	(△ 20.7)
民 間 等 資 金	54,337	58,086	△ 3,749	△ 6.5
市 場 公 募	34,100	36,600	△ 2,500	△ 6.8
銀 行 等 引 受	20,237	21,486	△ 1,249	△ 5.8

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する  
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 資料9

## 令和5年度 地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

## 【地方公務員共済組合】

区 分		都道府県 一 般 職	公立学校		警 察		市町村 一般職
			義 務 教育職	その他 教育職	警察官	事務職	
長期	給料	131.8637%	115.5799%		140.9221%		128.0498%
	期末手当等	99.0990%					
	公経済	40.9%					
追 加 費 用		31.0%	31.4%	20.4%	28.9%	25.7%	15.6%
短期	給料	71.37%	66.32%		71.67%		74.78%
	短期+福祉	60.53%	56.13%		60.25%		63.87%
	育休介護手当金	0.08%	0.12%		0.04%		0.10%
	介護納付金	10.76%	10.07%		11.38%		10.68%
	特別財政調整	—	—		—		0.13%
	期末手当等	53.89%	55.77%		51.17%		57.73%
	短期+福祉	45.49%	48.13%		42.36%		49.44%
	育休介護手当金	0.06%	0.10%		0.03%		0.08%
	介護納付金	8.34%	7.54%		8.78%		8.11%
	特別財政調整	—	—		—		0.10%
	事 務 費		240円	240円		240円	

(備考) 市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

## 【地方議会議員共済会】

区 分	都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
給 付 費	18.3/100	31.5/100	31.5/100
事 務 費	19,681円	11,900円	13,731円

(備考) 「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。

## 令和5年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一	一般会計債				
	公営住宅建設事業	8	8	0	0.0
	災害復旧事業	1	1	0	0.0
	一般単独事業	1	1	0	0.0
	公営企業債				
	水道事業	3	5	△ 2	△ 40.0
	国の予算等貸付金債	( 1)	( 1)	( 0)	( 0.0)
	総 計	13	15	△ 2	△ 13.3
内訳	普通会計分	9	9	0	0.0
	公営企業会計等分	4	6	△ 2	△ 33.3
資金区分	公的資金				
	財政融資資金	10	12	△ 2	△ 16.7
	地方公共団体金融機構資金	3	3	0	0.0
	(国の予算等貸付金)	( 1)	( 1)	( 0)	( 0.0)

## その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。